

南砺市 障がい者福祉のしおり



令和7・8年度
南砺市地域包括医療ケア部福祉課

利用される皆様へ

●はじめに・・・

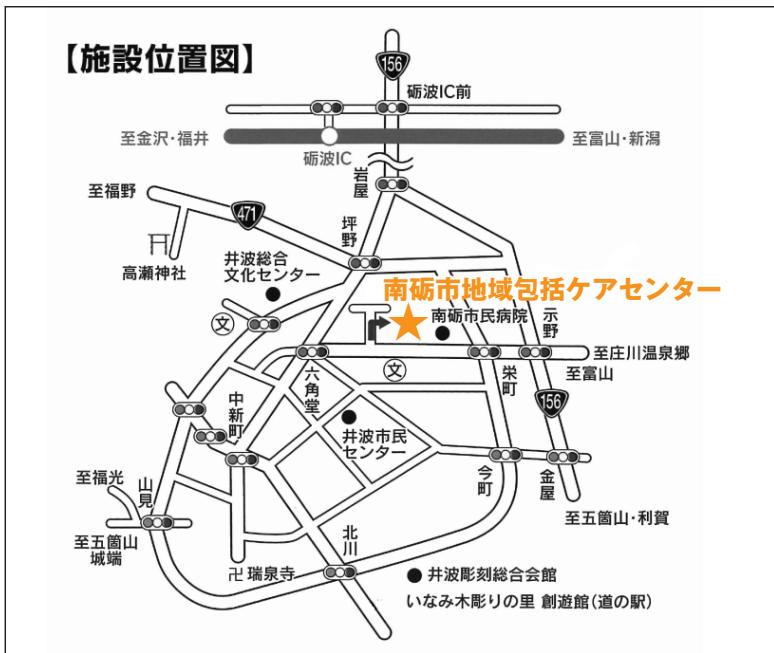
本冊子は、さまざまな障がいがある方のための福祉制度の主な内容をまとめてあります。内容によっては変更がある場合がございますので、各制度の詳細は担当窓口にご確認ください。

●音声コードについて

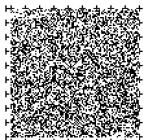
本冊子は、音声コード Uni-Voice により印刷内容を音声で読み上げることができます。無料のスマートフォンアプリ「Uni-Voice」をインストールしたスマートフォンや、日常生活用具給付種目の「視覚障害者用活字文書読み上げ装置（テルミー）」で、各ページ下部の QR コードを読み取ることで音声による読み上げをご利用いただけます。

●ふりがな付き冊子について

ふりがな付きの本冊子をご希望の方は、福祉課障害福祉係 (TEL 23-2009) まで、ご連絡ください。



※ 「障がい者福祉のしおり」は2年に1回の発行となります。



各種手続きにマイナンバーが必要です！

各種手続きを行う際には、申請書にマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。

また、申請受付窓口では、マイナンバー確認と申請者ご本人または代理人の方の本人確認をいたします。

手続きの際には、以下のものを忘れずにお持ちください。

申請者ご本人が届出するとき

次のいずれかをお持ちください。

- (1) 「マイナンバーカード」※1
- (2) 「通知カード」又は「マイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書」の内、いずれか1点と「本人確認できるもの※2」

※1 「マイナンバーカード」は、公的な身分証明書として利用できるため、1枚でマイナンバー確認と本人確認を行うことができます。

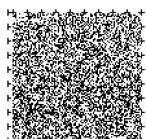
※2 「本人確認できるもの」は、運転免許証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳など官公署から発行されている写真付きの身分証明書であれば1点、医療保険被保険者証や年金証書など官公署から発行されている写真なしの書類であれば2点必要です。

代理人の方が届出するとき

次の（1）から（3）の全てをお持ちください。

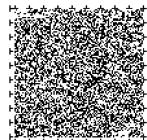
- (1) 代理権が確認できるもの※3
- (2) 代理人の本人確認できるもの
(上記※2と同様です。その他、代理人のマイナンバーカードを含みます。)
- (3) 申請者本人の「マイナンバーカード又はその両面の写し」、「通知カード又はその写し」、「マイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写し」の内、いずれか1点

※3 「代理権が確認できるもの」は、法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類をいい、任意代理人の場合は、委任状又は申請者本人の医療保険被保険者証、介護保険被保険者証等をいいます。



マイナンバー利用申請書一覧

| 事業名 | | 本人 | 配偶者 | 保護者 扶養義務者 | 世帯全員 | 本人と同一医療 保険の加入者 |
|-------------------|----------------------------|----|-----|--------------|------|-------------------|
| 身体障害者手帳 | 交付・再交付申請、居住地（氏名）変更届、返還届 | ○ | | | | |
| 重度心身障害者等 医療費助成 | 受給資格登録申請 | ○ | | | ○ | |
| | 受給資格（住所・世帯分離・世帯合併）変更申請 | ○ | | | ○ | |
| | 受給資格（保険・手帳更新）変更申請、喪失届 | ○ | | | | |
| | 障Ⅱ・限度額適用証発行申請 | ○ | | | | |
| 特別障害者手当等 | 認定請求書 | ○ | | | | |
| | 所得状況届 | ○ | ○ | ○ | | |
| 心身障害者福祉金 | 受給資格認定申請、受給資格消滅（変更）届 | ○ | | | | |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 交付・再交付申請、返還届、居住地（氏名）変更届 | ○ | | | | |
| 自立支援医療費 (精神通院) | 新規申請、再認定申請 | ○ | | | | ○ |
| | 負担額に関する事項（医療保険被保険者証等）の変更申請 | ○ | | | | ○ |
| | 上記以外の変更申請 | ○ | | | | |
| 自立支援医療費 (更生医療) | 新規申請、再認定申請 | ○ | | | | ○ |
| | 負担額に関する事項（医療保険被保険者証等）の変更申請 | ○ | | | | ○ |
| | 上記以外の変更申請 | ○ | | | | |
| 自立支援医療費 (育成医療) | 新規申請、再認定申請 | ○ | | ○ | | ○ |
| | 負担額に関する事項（医療保険被保険者証等）の変更申請 | ○ | | ○ | | ○ |
| | 上記以外の変更申請 | ○ | | ○ | | |
| 介護給付費等支給 | 新規申請、更新申請 | ○ | | | | |
| 障害児通所給付費 | 新規申請、更新申請 | ○ | | ○ | | |
| 更生訓練費支給 | 支給申請 | ○ | | | | |
| 補装具費 | 【18歳未満】 購入申請、修理申請 | ○ | | ○ | | |
| | 【18歳以上】 購入申請、修理申請 | ○ | | | | |
| 日常生活用具給付 | 【18歳未満】 給付申請 | ○ | | | ○ | |
| | 【18歳以上】 給付申請 | ○ | ○ | | | |
| 移動支援事業 | 【18歳未満】 新規申請 | ○ | | | ○ | |
| | 変更申請 | ○ | | ○ | | |
| | 【18歳以上】 新規申請 | ○ | ○ | | | |
| | 変更申請 | ○ | | | | |
| 日中一時支援事業 | 【18歳未満】 新規申請 | ○ | | | ○ | |
| | 変更申請 | ○ | | ○ | | |
| | 【18歳以上】 新規申請 | ○ | ○ | | | |
| | 変更申請 | ○ | | | | |
| 自動車運転免許取得費補助金 | 交付申請 | ○ | | | ○ | |
| 自動車改造費助成 | 交付申請 | ○ | ○ | ○ | | |
| 訪問入浴サービス事業 | 新規申請 | ○ | | | ○ | |
| | 変更申請 | ○ | | | | |
| 住宅改善費補助金 | 交付申請 | ○ | | | ○ | |



もくじ

1 相談および援護機関

| | |
|------------------------------|----|
| (1) 南砺市・富山県の関係施設 | 9 |
| (2) 障害のある方への 虐待に関する相談 | 10 |
| (3) 障がいを理由とする 差別に関する相談 | 11 |
| (4) その他の相談窓口 | 12 |
| (5) 障害者相談員 | 13 |
| (6) 県内・市内で活動している 障がい者団体 | 14 |
| (7) 県内・市内で活動している ボランティア団体 | 14 |

2 各種手帳制度について

| | |
|-----------------|----|
| (1) 身体障害者手帳 | 15 |
| (2) 療育手帳 | 15 |
| (3) 精神障害者保健福祉手帳 | 16 |

3 手当・年金など

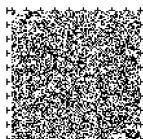
| | |
|------------------------|----|
| (1) 特別障害者手当 | 17 |
| 障害児福祉手当 | 17 |
| (2) 特別児童扶養手当 | 18 |
| (3) 児童扶養手当 | 18 |
| (4) 心身障害者福祉金 | 18 |
| (5) 障害基礎年金（国民年金） | 19 |
| (6) 障害厚生年金（厚生年金） | 20 |
| (7) 特別障害給付金制度 | 20 |
| (8) 心身障害者扶養共済制度 | 21 |
| (9) 生活福祉資金貸付 | 21 |
| (10) N A S V A 被害者援護制度 | 22 |

4 割引制度・免除

| | |
|--------------------------------------|----|
| (1) 所得税、個人住民税の軽減 | 23 |
| (2) 相続税、贈与税、 個人事業税の軽減 | 24 |
| (3) 非課税貯蓄制度（マル優） | 24 |
| (4) 關税の免除 | 25 |
| (5) 住宅のバリアフリー改修に伴う 固定資産税（家屋）の減額措置 | 25 |
| (6) 自動車に関する税金の減免 | 26 |
| (7) 公共交通機関等の運賃割引 | 27 |
| (8) 市営バス運賃の減免 | 28 |
| (9) ジパング俱楽部（特別会員） | 28 |
| (10) 国内航空運賃の割引 | 29 |
| (11) タクシー運賃の割引 | 29 |
| (12) 携帯電話料金の割引 | 29 |
| (13) 電話番号の無料案内 | 29 |
| (14) 有料道路通行料金の割引 | 30 |
| (15) N H K 放送受信料の減免 | 31 |
| (16) 郵便料金の減免 | 31 |
| (17) 青い鳥郵便葉書の無償配布 | 32 |
| (18) 図書の郵送貸出し | 32 |
| (19) 市内施設の利用料金等の減免 | 32 |
| (20) 県立施設の利用料金等の減免 | 33 |

5 医療費の給付・助成

| | |
|--------------------------|----|
| (1) 重度心身障害者等の医療費助成 | 34 |
| (2) 自立支援医療（更生医療） | 36 |
| (3) 自立支援医療（育成医療） | 36 |
| (4) 自立支援医療（精神通院医療） | 36 |
| (5) 指定難病・特定疾患等の 医療費助成 | 36 |



6 障害福祉サービス

| | |
|----------------|----|
| ・障がい者の総合支援について | 37 |
| (1) 介護給付 | 39 |
| (2) 訓練等給付 | 40 |
| (3) 障害児通所支援 | 41 |
| (4) 相談支援事業 | 42 |
| (5) 通所費補助事業 | 42 |
| (6) 補装具費の支給 | 43 |

7 日常生活支援

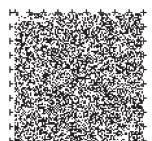
| | |
|-----------------------------|----|
| (1) 日常生活用具の給付 | 44 |
| (2) 小児慢性特定疾病児童 日常生活用具の支給 | 46 |
| (3) 在宅重度障害者住宅改善費補助 | 47 |
| (4) 自動車改造費の助成 | 48 |
| (5) 自動車運転免許取得の助成 | 48 |
| (6) 意思疎通支援事業 | 49 |
| (7) 福祉タクシー助成券の交付 | 50 |
| (8) 外出支援事業 | 50 |
| (9) 移動支援事業 | 51 |
| (10) 日中一時支援事業 | 51 |
| (11) 訪問入浴サービス事業 | 51 |
| (12) 家族介護用品支給事業 | 52 |
| (13) 寝具類等洗濯乾燥消毒事業 | 52 |
| (14) 訪問理美容事業 | 52 |
| (15) 地域活動支援センター事業 | 52 |
| (16) 緊急通報体制整備事業 | 53 |
| (17) 除雪支援事業 | 53 |
| (18) 軽度生活支援事業 | 53 |

8 その他福祉制度

| | |
|-----------------------------|----|
| (1) 選挙と投票 | 54 |
| (2) 軽度・中等度難聴児 補聴器購入費等補助 | 56 |
| (3) 人工内耳用電池購入費補助 | 56 |
| (4) 車椅子の貸出し | 57 |
| (5) 身体障害者補助犬の育成 | 57 |
| (6) 点字図書館 | 57 |
| (7) 障がい者のための就職援助 | 57 |
| (8) 駐車禁止の除外指定 | 57 |
| (9) 電話リレーサービス | 58 |
| (10) 文字表示電話サービス | 58 |
| (11) ネット119 | 59 |
| (12) 南砺市避難行動要支援者登録 | 59 |
| (13) 福祉避難所 | 60 |
| (14) 富山県ゆずりあいパーキング 利用証制度 | 61 |
| (15) 成年後見制度 | 62 |
| (16) 成年後見制度利用支援事業 | 62 |

参考資料

| | |
|-------------------------------------|----|
| (1) 障がい者に関する マークについて | 63 |
| (2) 障害福祉サービス事業者一覧 (南砺市・砺波市・小矢部市) | 64 |



事業別対象者一覧表

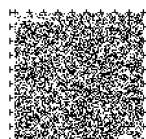
表中の記号は、対象の条件をあらわします。詳細は該当ページをご確認の上、お問い合わせください。

「○」→ 等級に関わらず、該当となる可能性が高いです。

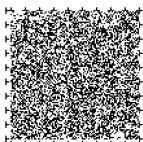
「△」→ 数字の等級以上で、個別に定められている条件に合致すれば、該当となる可能性が高いです。

「△」→ 等級以外の個別に定められている条件に合致すれば、該当となる可能性が高いです。

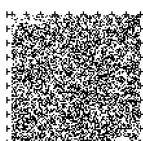
| 障がい内容 事業名 | 身体障がい | | | | | | | | | 知的障がい | 精神障がい | 難病患者等 | 掲載ページ |
|----------------------|-------------------------------|----|------|--------|-------|-------|----|----|------|-------|-------|-------|-------|
| | 視覚 | 聴覚 | 平衡機能 | そしゃく機能 | 音声・言語 | 肢体不自由 | | | 内部機能 | | | | |
| | | | | | | 上肢 | 体幹 | 下肢 | | | | | |
| 3 手当・年金など | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 特別障害者手当 | 制度独自の基準があります | | | | | | | | | | | 17 | |
| 障害児福祉手当 | 制度独自の基準があります | | | | | | | | | | | 17 | |
| (2) 特別児童扶養手当 | 制度独自の基準があります | | | | | | | | | | | 18 | |
| (3) 児童扶養手当 | 制度独自の基準があります | | | | | | | | | | | 18 | |
| (4) 心身障害者福祉金 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | B | 3 | | 18 | |
| (5) 障害基礎年金 | 国民年金法に定める1・2級の障がい | | | | | | | | | | | 19 | |
| (6) 障害厚生年金 | 国民年金法に定める1・2級、厚生年金法に定める3級の障がい | | | | | | | | | | | 20 | |
| (7) 特別障害給付金制度 | 国民年金法に定める1・2級の障がいの一部 | | | | | | | | | | | 20 | |
| (8) 心身障害者扶養共済 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | △ | △ | | 21 | |
| (9) 生活福祉資金貸付 | 「南砺市社会福祉協議会」にご確認ください | | | | | | | | | | | 21 | |
| (10) NASVA 被害者援護制度 | 「独立行政法人 自動車事故対策機構」にご確認ください | | | | | | | | | | | 22 | |
| 4 割引制度・免除 | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 所得税、個人住民税の軽減 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 23 | |
| (2) 相続税、贈与税、個人事業税の軽減 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 24 | |
| (3) 非課税貯蓄制度（マル優） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 24 | |
| (4) 関税の免除 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 25 | |
| (5) 固定資産税の軽減 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | 25 | |
| (6) 自動車に関する税金の減免 | 5 | 3 | 5 | 3 | 2 | 5 | 6 | 3 | B | 1 | | 26 | |
| (7) 公共交通機関等の運賃割引 | 6 | 6 | 5 | 4 | 6 | 5 | 6 | 4 | B | △ | | 27 | |
| (8) 市営バス運賃の減免 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 28 | |
| (9) ジパング俱楽部（特別会員） | 「富山県身体障害者協会」にご確認ください | | | | | | | | | | | 28 | |
| (10) 国内航空運賃の割引 | 「ご利用予定の航空券販売所」にご確認ください | | | | | | | | | | | 29 | |
| (11) タクシー運賃の割引 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 29 | |
| (12) 携帯電話料金の割引 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 29 | |



| 障がい内容 事業名 | 身体障がい | | | | | | | | 知的障がい | 精神障がい | 難病患者等 | 掲載ページ |
|----------------------|------------------------------|----|------|--------|-------|-------|----|----|-------|-------|-------|-------|
| | 視覚 | 聴覚 | 平衡機能 | そしやく機能 | 音声・言語 | 肢体不自由 | | | | | | |
| | | | | | | 上肢 | 体幹 | 下肢 | | | | |
| (13) 電話番号の無料案内 | ○ | ○ | | | 4 | 2 | 2 | | ○ | ○ | | 29 |
| (14) 有料道路通行料の割引 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | A | | 30 |
| (15) NHK 放送受信料の減免 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | | 31 |
| (16) 郵便料金の減免 | 「日本郵便株式会社」にご確認ください | | | | | | | | | | | 31 |
| (17) 青い鳥郵便葉書の無償配布 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | A | | | 32 |
| (18) 図書の郵送貸出し | 2 | | | | 2 | 2 | 2 | 3 | | | | 32 |
| (19) 各施設利用料の減免 | | | | | | | | | | | | 32 |
| 5 医療費の助成 | | | | | | | | | | | | |
| (1) 重度心身障害者等医療費助成 | 等級・年齢により、受給できる制度が異なります | | | | | | | | | | | |
| ・重度医療（障Ⅰ） | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | A | 1 | | 34 |
| ・軽度医療（障Ⅱ） | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | B | | | 34 |
| ・一部負担金還付 | 3 | 3 | 3 | 4 | 3 | 3 | 4 | 3 | | 2 | | 34 |
| (2) 自立支援医療 | | | | | | | | | | | | |
| ・更生医療 | 手帳所持者で、障がいの種類、医療内容が該当すれば利用可能 | | | | | | | | | | | 36 |
| ・育成医療 | 手帳未所持者でも、医療内容が該当すれば利用可能 | | | | | | | | | | | 36 |
| ・精神通院医療 | 手帳未所持者でも、医療内容が該当すれば利用可能 | | | | | | | | | | | 36 |
| (3) 指定難病・特定疾患等の医療費助成 | 「砺波厚生センター」にご確認ください | | | | | | | | | | | |
| 6 障害福祉サービス | | | | | | | | | | | | |
| (1) 介護給付 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 39 |
| ・居宅介護 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 39 |
| ・重度訪問介護 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 39 |
| ・同行援護 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 39 |
| ・行動援護 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 39 |
| ・重度障害者等包括支援 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 39 |
| ・短期入所 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 39 |
| ・療養介護 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 39 |
| ・生活介護 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 39 |
| ・施設入所支援 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 39 |
| (2) 訓練等給付 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 40 |
| (3) 障害児通所支援 | 「福祉課」にご確認ください | | | | | | | | | | | 41 |
| (4) 相談支援事業 | 「福祉課」にご相談ください | | | | | | | | | | | 42 |
| (5) 通所費補助事業 | 南砺市在住の就労(移行・継続)支援事業所に通所している方 | | | | | | | | | | | 42 |
| (6) 補装具費の支給 | 用具ごとに基準が異なります | | | | | | | | | | | 43 |



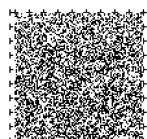
| 障がい内容 事業名 | 身体障がい | | | | | | | | 知的障がい | 精神障がい | 難病患者等 | 掲載ページ |
|-------------------------|-----------------------------------|----|------|--------|-------|-------|----|----|-------|-------|-------|-------|
| | 視覚 | 聴覚 | 平衡機能 | そしゃく機能 | 音声・言語 | 肢体不自由 | | | | | | |
| | | | | | | 上肢 | 体幹 | 下肢 | | | | |
| 7 日常生活支援 | | | | | | | | | | | | |
| (1) 日常生活用具の給付 | 用具ごとに基準が異なります | | | | | | | | | | 44 | |
| (2) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付 | 用具ごとに基準が異なります | | | | | | | | | | 46 | |
| (3) 在宅重度障害者住宅改善費補助 | 2 | | | | | 2 | 2 | 2 | △ | A | | 47 |
| (4) 自動車改造費補助 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | | | | 48 |
| (5) 自動車運転免許障取得費の助成 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | 48 |
| (6) 意思疎通支援事業 | | ○ | | ○ | | | | | | | | 49 |
| (7) 福祉タクシー助成券 | 2 | | 3 | | | 2 | 2 | 2 | | A | 1 | 50 |
| (8) 外出支援事業 | | | | | | 2 | 2 | 2 | | | | 50 |
| (9) 移動支援事業 | 移動において支援が必要で、一定以上の障がいをお持ちの方 | | | | | | | | | | 51 | |
| (10) 日中一時支援事業 | 日中において一時的に見守り等の支援が必要な方 | | | | | | | | | | 51 | |
| (11) 訪問入浴サービス事業 | 在宅の身体障がい者で、入浴が困難な方 | | | | | | | | | | 51 | |
| (12) 家族介護用品支給事業 | | | | | | 2 | 2 | 2 | | A | | 52 |
| (13) 寝具類洗濯乾燥消毒事業 | | | | | | 2 | 2 | 2 | | | | 52 |
| (14) 訪問理美容事業 | | | | | | | 2 | 2 | | A | | 52 |
| (15) 地域活動支援センター事業 | | | | | | | | | | | | 52 |
| (16) 緊急通報体制整備事業 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | | | | 53 |
| (17) 除雪・軽度生活支援事業 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | | | | 53 |
| 8 その他 | | | | | | | | | | | | |
| (1) 選挙と投票 | 「選挙管理委員会事務局」にご確認ください | | | | | | | | | | 54 | |
| (2) 軽度・中等度難聴児補聴器補助 | 補装具の対象とならない、聞こえにくい障がい児 | | | | | | | | | | 56 | |
| (3) 人工内耳用電池購入費補助 | | △ | | | | | | | | | | 56 |
| (4) 車いすの貸出し | 「砺波市社会福祉協議会」にご確認ください | | | | | | | | | | 57 | |
| (5) 身体障害者補助犬の育成 | 「富山県障害福祉課」または「富山県聴覚障害者協会」にご確認ください | | | | | | | | | | 57 | |
| (6) 点字図書館 | 「富山県視覚障害者協会」にご確認ください | | | | | | | | | | 57 | |
| (7) 就職援助 | 「砺波公共職業安定所(ハローワーク砺波)」にご確認ください | | | | | | | | | | 57 | |
| (8) 駐車禁止の除外指定 | 「南砺警察署」にご確認ください | | | | | | | | | | 57 | |
| (9) 電話リレーサービス | | ○ | | ○ | | | | | | | | 58 |
| (10) 文字表示電話サービス | | ○ | | | | | | | | | | 58 |
| (11) ネット119 | 「砺波地域消防組合消防本部窓口」にご確認ください | | | | | | | | | | 59 | |
| (12) 避難行動要支援者登録、福祉避難所 | 「福祉課」にお問い合わせください | | | | | | | | | | 59 | |
| (13) ゆずりあいパーキング利用証制度 | 4 | 3 | 5 | | 2 | ○ | 5 | 4 | A | 2 | | 61 |
| (14) 成年後見制度 | 「福祉課」または「地域包括ケア課」にご確認ください | | | | | | | | | | 62 | |



1. 相談および援護機関

(1) 南砺市・富山県の関係施設

| | ご相談窓口 | 主な相談内容 | 所在地・電話番号 等 |
|-----------------------|----------------------------------|----------------|---|
| 南 砺 市 関 係 | 南砺市地域包括医療ケア部 福祉課（障害福祉係） | 身体 知的 精神 | 932 - 0293 南砺市北川 166 番地 1 TEL : 0763 - 23 - 2009 (直通) FAX : 0763 - 82 - 4657 |
| | ふくし総合窓口 | | 939 - 1692 南砺市荒木 1550 番地 TEL : 0763 - 23 - 2032 (直通) |
| | 南砺市総合政策部 こども課（保育園係） | 保育 | 939 - 1692 南砺市荒木 1550 番地 TEL : 0763 - 23 - 2010 (直通) |
| | こども課（子育て応援係） | | TEL : 0763 - 23 - 2026 (直通) |
| | こども家庭センター「スマイルなんと」 (こども家庭支援係) | | FAX : 0763 - 52 - 6342 (共通) |
| 富 山 県 関 係 | 南砺市地域包括医療ケア部 健康課（保健センター） | 心の健康 | 939 - 1724 南砺市梅野 2007 - 5 (公立南砺中央病院 3 階) TEL : 0763 - 52 - 1767 FAX : 0763 - 52 - 6511 |
| | 富山県障害者相談センター | 身体 知的 | 931 - 8443 富山市下飯野 36 TEL : 076 - 438 - 5560 (代表) FAX : 076 - 438 - 5585 |
| | 富山県高岡児童相談所 | 児童 | 933 - 0806 高岡市赤祖父 172 番 1 TEL : 0766 - 21 - 2124 FAX : 0766 - 22 - 1392 |
| | 富山県心の健康センター | 精神 | 939 - 8222 富山市龜川 459 - 1 TEL : 076 - 428 - 1511 FAX : 076 - 428 - 1510 |
| | ひきこもり地域支援センター | ひきこもり | TEL : 076 - 428 - 0616 (専用) |
| | 依存症相談支援センター | 依存症 | TEL : 076 - 461 - 3957 (専用) |
| | 自殺対策推進センター | こころの電話 | TEL : 076 - 428 - 0606 (専用) |
| | 富山県砺波厚生センター | 精神 難病 | 939 - 1506 南砺市高儀 147 TEL : 0763 - 22 - 3511 (代表) FAX : 0763 - 22 - 7235 |
| | 富山県高次脳機能障害支援センター | 高次脳 機能障がい | 931 - 8517 富山市下飯野 36 TEL : 076 - 438 - 2233 |
| | 富山県発達障害者支援センター 「ほっぷ」 | 発達障がい | 931 - 8517 富山市下飯野 36 TEL : 076 - 438 - 8415 FAX : 076 - 438 - 8411 |



(2) 障がいのある方への虐待に関する相談

障がいのある方に対する虐待を防止し、権利・尊厳を守ることにより、障がいのある方の自立及び社会参加を促すことを目的に、「障害者虐待防止法」が、平成24年10月1日に施行されました。

● 障がい者虐待の定義（3種類）

| | |
|------------------------|---|
| ①養護者による虐待 | 障がい者の生活の世話や金銭の管理などをしている家族や親戚、同居する人による虐待 |
| ②障がい者福祉施設 従事者等による虐待 | 障がい者福祉施設や、障害福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待 |
| ③使用者による虐待 | 障がい者を雇っている事業主などによる虐待 |

● 虐待の行為類型（5種類）

| | |
|-------------------|---|
| ①身体的虐待 | 暴力等により、身体に傷やあざ、痛みを与える行為。また、正当な理由なく、身体の動きを抑制する行為。 |
| ②性的虐待 | 本人が同意していない性的な行為や、その強要をすること。 |
| ③心理的虐待 | 脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどにより、精神的に苦痛を与えること。 |
| ④放棄・放任 (ネグレクト) | 食事や排せつなど身近の世話や介助をしないなどにより、生活環境や身体・精神的状態を悪化させること。 |
| ⑤経済的虐待 | 本人の同意なしに財産や年金、賃金を榨取すること。また、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 |

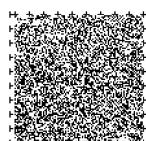
● 通報や相談の際には、確認のため、次のようなことをお聞きします。

答えられる範囲でお答えください。

- ・ 虐待の状況
- ・ 障がい者本人の状況（連絡先や心身の状況など）
- ・ 家族等の状況
- ・ 障害福祉サービス等の利用状況 など

お問い合わせ 南砺市障がい者虐待防止センター

TEL : 0763 - 23 - 2009 / FAX : 0763 - 82 - 4657



(3) 障がいを理由とする差別に関する相談

障害者差別解消法では、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

市では、「職員対応要領」を平成28年に施行し相談窓口を設置しています。また、南砺市・砺波市・小矢部市で構成する「砺波地域障害者自立支援協議会」を、「砺波地域障害者差別解消支援協議会」と位置づけ、障がい者差別に関する相談体制を整え、障がいを理由とする差別（不利益な取扱い・合理的配慮の不提供）の解消の取り組みの周知・発信や障がい特性の理解のための研修・啓発に努めています。

● 障がいを理由とする差別とは

- ①正当な理由なく障害を理由とする不利益な取り扱いをすること。
- ②社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮をしないこと。

※合理的配慮とは

障がいのある人から配慮を求められたときに、配慮を求められた側（人・事業者）の負担が重くなりすぎない範囲で日常生活や社会生活を送るうえで、制限や制約となっているものを取り除く配慮をすること

※合理的配慮は、次のようなものに限られます。

- ・必要な範囲で本来業務等に付随するもの
- ・事業目的や内容等を本質的に変更しないもの
- ・障がいのない人と同等の機会提供を受けるもの など

障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例
「思いやりのためのブックレット」（PDF版）もご覧ください。



お問い合わせ

①富山県障害福祉課 相談室（障害福祉課内）

930-8501 富山市新総曲輪1番地7

TEL: 076-444-3959 / FAX: 076-444-3494

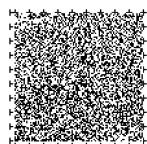
②南砺市福祉課（障害福祉係）

TEL: 0763-23-2009 / FAX: 0763-82-4657

③地域相談員

障害者相談員（身体障害者相談員及び知的障害者相談員）と兼任。

連絡先は13ページに記載。



(4) その他の相談窓口等

●基幹相談支援事業所（相談窓口）

| | |
|-------------------|---|
| 砺波圏域障害者基幹相談支援センター | 939 - 1386 砧波市幸町 1 番地 7 TEL : 0763 - 33 - 6252 FAX : 0763 - 33 - 6275 |
|-------------------|---|

●指定相談支援事業所（相談窓口）

| | |
|-----------------------------|--|
| 相談支援センターあい (南砺市旅川福祉交流館内) | 939 - 1531 南砺市院林 82 番地 1 TEL : 0763 - 22 - 3535 |
| 障がい者サポートセンターきらり | 939 - 1386 砧波市幸町 1 番地 7 TEL : 0763 - 33 - 1552 |
| 地域活動支援センターとなみ野 | 939 - 1375 砧波市出町中央 13 番地 1 TEL : 0766 - 23 - 6540 |
| 地域活動支援センターひまわり | 932 - 0836 小矢部市埴生 1476 番地 TEL : 0766 - 67 - 7340 |
| わくわく小矢部相談支援事業所 | 932 - 0044 小矢部市新富町 4 番地 1 TEL : 0766 - 67 - 5360 |

●児童発達に関する相談窓口

| | |
|-----------------|--|
| 児童発達支援センターわらび学園 | 939 - 1507 南砺市福野 87 番地 8 TEL : 0763 - 22 - 6055 |
|-----------------|--|

●難病に関する相談窓口

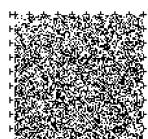
| | |
|----------------|---|
| 富山県難病相談・支援センター | 930 - 0094 富山県安住町 5 番地 21 (サンシップとやま 5 階) TEL : 076 - 432 - 6577 |
|----------------|---|

●若年性認知症に関する相談窓口

| | |
|--------------------|---|
| 富山県若年性認知症相談・支援センター | 930 - 0094 富山県安住町 5 番地 21 (サンシップとやま 5 階) TEL : 076 - 432 - 7501 |
|--------------------|---|

●障がい者の就業・生活支援に関する相談窓口

| | |
|---------------------------------------|---|
| 障がい者就業・生活支援センター (障がい者サポートセンターきらり内) | 939 - 1386 砧波市幸町 1 番地 7 TEL:0763 - 33 - 1552 |
|---------------------------------------|---|



(5) 障害者相談員

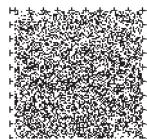
市から委嘱された相談員が、障がいの方やご家族からの相談に応じ、各種手続きの支援を行います。日常生活の中で心配ごとなどがありましたら、お気軽にご相談ください。

○身体障害者相談員

| 氏名 | 性別 | 地区 | 電話番号 |
|--------|----|----|-------------------|
| 藤井 千悦 | 男 | 福野 | 0763 - 22 - 3611 |
| 宮崎 平作 | 男 | 福光 | 090 - 8268 - 0335 |
| 片岸 勉 | 男 | 福光 | 0763 - 52 - 1263 |
| 川邊 邦明 | 男 | 福光 | 0763 - 52 - 1605 |
| 中山 芳枝 | 女 | 福光 | 090 - 3769 - 4103 |
| 梅本 直明 | 男 | 城端 | 0763 - 62 - 2208 |
| 山田 瞳海 | 男 | 城端 | 0763 - 62 - 2240 |
| 前田 久夫 | 男 | 城端 | 0763 - 62 - 2040 |
| 小西 真沙子 | 女 | 井波 | 0763 - 82 - 1941 |
| 鎌仲 清信 | 男 | 井波 | 0763 - 82 - 3433 |
| 玉井 順一 | 男 | 井波 | 0763 - 82 - 1720 |
| 今井 勝紀 | 男 | 井口 | 0763 - 64 - 2465 |
| 野原 善幸 | 男 | 利賀 | 0763 - 68 - 2614 |

○知的障害者相談員

| 氏名 | 性別 | 地区 | 電話番号 |
|-------|----|----|------------------|
| 伊東 和美 | 女 | 城端 | 0763 - 62 - 0727 |
| 長谷川京子 | 女 | 井波 | 0763 - 82 - 1018 |
| 蓑輪 千枝 | 女 | 福野 | 0763 - 22 - 4236 |
| 水口奈保子 | 女 | 福光 | 0763 - 52 - 6078 |



(6) 県内・市内で活動している障がい者団体

同じ障がいをお持ちの方々が集まり、レクリエーションや交流会、研修会など様々な活動を行っています。活動に興味のある方や入会をご希望する方は、各団体へお問い合わせください。

●身体障がい者の団体

| 名称 | 問い合わせ先 | |
|------------|---------------|---------------------------|
| 南砺市身体障害者協会 | 藤井 千悦 会長 | TEL・FAX: 0763 - 22 - 3611 |
| 南砺市視覚障害者協会 | 梅本 直明 会長 | TEL・FAX: 0763 - 62 - 2208 |
| 富山県聴覚障害者協会 | 富山県聴覚障害者センター内 | TEL: 076 - 441 - 7331 |
| 富山盲ろう者友の会 | | FAX: 076 - 441 - 7305 |

●知的障がい者の団体

| 名称 | 問い合わせ先 | |
|-------------|--------|---------------------------|
| 南砺市手をつなぐ育成会 | メイプル福野 | TEL・FAX: 0763 - 22 - 6870 |

●精神障がい者の団体

| 名称 | 問い合わせ先 | |
|-------------|----------------|--|
| ＬＥＯの会 | 地域活動支援センターとなみ野 | TEL: 0763 - 23 - 6540 |
| となみ野家族会 | | FAX: 0763 - 23 - 6541 |
| 自助グループ 赤とんぼ | 地域活動支援センターひまわり | TEL: 0766 - 67 - 7340 FAX: 0766 - 67 - 7341 |

(7) 市内で活動しているボランティア団体

福祉分野のいろいろなボランティア活動が地域の中で展開されています。ボランティアを受けたい方やボランティア活動に参加したい方は、南砺市ボランティアセンターへお問い合わせください。

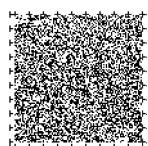
●南砺市ボランティアセンター登録団体の活動内容【福祉分野】

傾聴活動、話し相手、手話、点字、音訳、サロン活動、施設訪問、外出支援 など

お問い合わせ

南砺市ボランティアセンター

TEL: 0763 - 82 - 0906 (南砺市社会福祉協議会 本所内)



2. 各種手帳制度について

(1) 身体障害者手帳

身体障害者福祉法第15条により指定された医師の意見を参考にして、富山県知事が決定し交付します。障がいの程度により重い方から順に1級～7級までの等級があります。

| | |
|------------|---|
| 対象者 | 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能またはそしやく機能、肢体（四肢や体幹）、内部機能（心臓・腎臓・呼吸器等）に一定以上の永続する障がいを有する方 |
| 新規申請に必要な書類 | <input type="checkbox"/> 指定医師の意見書 (富山県のホームページからダウンロードできるほか 福祉課、ふくし総合窓口、市民センター等でお渡ししています) <input type="checkbox"/> 顔写真（たて4cm×よこ3cm） <input type="checkbox"/> マイナンバーが分かることと本人確認書類 |
| その他 | 身体障害者手帳の申請から交付までおおよそ1ヶ月程度かかります。 更生病療同時申請の場合は、事前に一度ご相談ください。 |

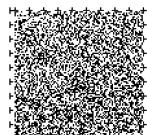
お問い合わせ 南砺市福祉課（障害福祉係） TEL：0763-23-2009

(2) 療育手帳

18歳未満の方は高岡児童相談所、18歳以上の方は障害者相談センターにて面談・判定を受けていただき、富山県知事から交付されます。障がいの程度によってA（重度）・B（中・軽度）の等級があります。

| | |
|------------|---|
| 対象者 | 18歳頃までに知的発達の遅れが生じ、それによって日常生活や社会生活に支障のある人で、知的障がい者と判定された方 |
| 新規申請に必要な書類 | <input type="checkbox"/> 顔写真（たて4cm・よこ3cm） <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳（お持ちの方） <input type="checkbox"/> 母子手帳（お持ちの方） <input type="checkbox"/> マイナンバーの分かることと本人確認書類 |
| その他 | 手帳申請の際に、面談が必要です。母子手帳等をご持参ください。 |

お問い合わせ 南砺市福祉課（障害福祉係） TEL：0763-23-2009



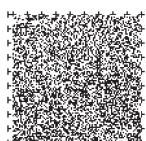
(3) 精神障害者保健福祉手帳

指定医師の診断書を参考にして富山県知事が決定し交付します。障がいの程度により重い方から順に1級から3級までの等級があり、有効期間は2年間です。(精神障がいを理由に年金を受給している方は、診断書に代えて年金証書等による申請が可能です。)

| | |
|------------|--|
| 対象者 | 精神疾患（知的障がいを除く）を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活や、社会生活への制約がある方、発達障がいのある方 |
| 新規申請に必要な書類 | <p><u>①年金証書等の写しの添付による申請の場合</u></p> <p><input type="checkbox"/>年金証書等の写し <input type="checkbox"/>年金支給機関への照会同意書 <input type="checkbox"/>顔写真（たて4cm・よこ3cm）*1 <input type="checkbox"/>マイナンバーカードもしくは通知カード+本人確認書類</p> <p><u>②診断書による申請の場合</u></p> <p><input type="checkbox"/>申請書（診断書）の記載 <input type="checkbox"/>顔写真（たて4cm・よこ3cm）*1 <input type="checkbox"/>マイナンバーカードもしくは通知カード+本人確認書類</p> |
| その他 | 自立支援医療（精神通院）受給者証の申請（診断書添付）を同時に行う場合は、精神手帳用の診断書を利用することができます。 |

* 1 顔写真の添付がない場合、身分証明書としての使用はできません。

お問い合わせ 南砺市福祉課（障害福祉係） TEL：0763-23-2009



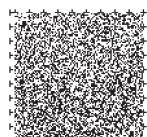
3. 手当・年金など

(1) 特別障害者手当・障害児福祉手当

重度の障がいのために生ずる特別の負担軽減の一助として、認定を受けた在宅の障がい者（児）に対して手当が支給されます。

| | 特別障害者手当 | 障害児福祉手当 |
|------|---|---|
| 対象者 | 在宅の20歳以上のものであって、著しく重度の障害を有するため、日常生活において、 <u>常時特別の介護を必要とされる方</u> | 在宅の20歳未満のものであって、重度の障害を有するため、日常生活において、 <u>常時介護を必要とされる方</u> |
| 支給額 | 29,590円／月 (令和7年度) | 16,100円／月 (令和7年度) |
| 必要書類 | <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/>認定申請書<input checked="" type="checkbox"/>所得状況届<input checked="" type="checkbox"/>委任状<input type="checkbox"/>診断書 (指定の様式があります。福祉課でお渡ししています。)<input type="checkbox"/>障がい者（児）本人名義の銀行口座の通帳<input type="checkbox"/>非課税年金受給額の分かる書類（非課税年金の受給がある場合） 例）年金振込額通知書または通帳の写し<input type="checkbox"/>戸籍全部事項証明書（福祉課、ふくし総合窓口では発行できません。） | <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/>…申請時に、窓口でご記入ください。<input type="checkbox"/>…申請前に、ご用意ください。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">・個々の障がい状況により該当有無が異なります。診断書を基に審査を行うため、事前に認定の可否についてお答えすることはできません。・所得等の状況によっては、資格の停止となる場合があります。 | |

お問い合わせ 南砺市福祉課（障害福祉係） TEL：0763-23-2009



(2) 特別児童扶養手当

精神または身体に障がいのある在宅児童（20歳未満）を養育している方に支給されます。（施設入所者は不可、所得制限あり）

お問い合わせ 南砺市こども課（子育て応援係） TEL：0763-23-2010

(3) 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父親または母親と生計をともにしている児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で障がいのある者）が育成される家庭や、父親または母親が身体などに重度の障がいがある家庭、父母にかわって児童を養育している方に対し支給されます。（所得制限あり）

お問い合わせ 南砺市こども課（子育て応援係） TEL：0763-23-2010

(4) 心身障害者福祉金

心身障がい者又は心身障がい児の保護者の方に、その生活の激励と福祉の増進を図ることを目的として、心身障害者福祉金を支給します。

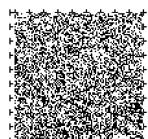
| 対象者 | 支給額 | |
|-------------------|---|-----------|
| 障がい児 (20歳未満) | 身体障害者手帳1級～5級 療育手帳A・B 精神障害者保健福祉手帳1級～3級 | 20,000円／年 |
| 重度障がい者 (20歳以上) | 身体障害者手帳1級・2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級・2級 | 20,000円／年 |
| 中度障がい者 (20歳以上) | 身体障害者手帳3級 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳3級 | 14,000円／年 |

●支給方法

4月から9月分を9月下旬、10月から3月分を3月下旬に支給します。

心身障害者福祉金の受給は、申請した月の翌月より開始となります。

（次のページに続きます）



●支給要件

下記のすべてに該当する方

- ①南砺市に住民登録をしていること。
- ②障がいにかかる年金及び、障がいにかかる年金の付加給付、特別障害給付金を受給していないこと。
- ③特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、在宅要介護高齢者福祉金を受給していないこと。
- ④生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、障害者総合支援法、介護保険法に規定する施設に入所していないこと。
- ⑤対象者本人の世帯が支払年度において、市民税非課税世帯であること。

お問い合わせ 南砺市福祉課（障害福祉係） TEL：0763-23-2009

（5）障害基礎年金

国民年金制度に加入している期間中に被った傷病により、障がい状態となった場合に年金が支給されます。（申請は原則 65 歳までとなります）

●対象者

- ①国民年金の被保険者期間中に初診日がある病気・けがで障がい者になった方
- ②60 歳以上 65 歳未満で国内在住中に初診日がある病気・けがで障がい者になった方
※被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して 3 分の 2 以上あることが必要です。
ただし、初診日が令和 8 年 3 月 31 日までにある場合は、直近 1 年間に保険料の未納がなければよいことになっています。
- ③20 歳前に国民年金法に定める 1 級・2 級の障がいの状態になった方

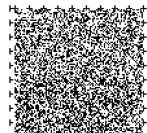
●年金額（令和 7 年度支給額）

1 級：1,039,625 円（月額 86,635 円）+ 子の加算額

2 級： 831,700 円（月額 69,308 円）+ 子の加算額

※支給額は、毎年度物価の変動に応じて改定されます。

お問い合わせ 南砺市健康課（国保・年金係） TEL：0763-23-2011



(6) 障害厚生年金

厚生年金制度に加入している期間中に被った傷病により、障がい状態となった場合に年金や一時金が支給されます。(申請は原則 65 歳までとなります)

●対象者

障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている方で、厚生年金加入中にかかった傷病により、国民年金法に定める 1 級・2 級または厚生年金法に定める 3 級に該当する障がいの状態になった方

●年金額

平均標準報酬月額を基に算出されます。(詳細は、砺波年金事務所へご確認ください。)

●障害手当金（一時金）

障害厚生年金に該当する障がいの状態よりも軽い障がいが残った場合に、一時金が支給されます。

お問い合わせ 日本年金機構 砺波年金事務所 TEL : 0763 - 33 - 1725

(7) 特別障害給付金制度

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障がい者の方について、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設されました。支給対象になる方は窓口で請求手続を行っていただく必要があります。

●対象者

次の①か②の期間に初診日があり、障害基礎年金を受けることができない方で、障害程度が国民年金法で定める 1・2 級の状態にある方が対象です。

- ①平成 3 年 3 月 31 日以前に国民年金任意加入対象者であった学生で、任意加入をしていなかった方
- ②昭和 61 年 3 月 31 日以前に国民年金任意加入対象者であった被用者年金制度加入者等の配偶者であって、任意加入をしていなかった方

●年金額

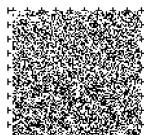
1 級 月額 56,850 円（令和 7 年度）

2 級 月額 45,480 円（令和 7 年度）

※支給額は毎年度物価の変動に応じて改定されます。

※老齢年金の受給や所得によって支給が制限されることがあります。

お問い合わせ 南砺市健康課（国保・年金係） TEL : 0763 - 23 - 2011



(8) 心身障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

●加入できる方

心身障害者の保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹等）のうち、次の要件を満たす方

- (1) 県内に住んでいること
- (2) 65歳未満であること（年齢は毎年度4月1日現在）
- (3) 特別の疾病又は障がいがなく、生命保険に加入できる程度の健康状態であること

●心身障害者とは

- (1) 知的障がい者（児）
- (2) 身体障がい者（児）のうち1級～3級に該当する方
- (3) 精神または身体に永続的な障がいを有する方

●年金について

年金額は、1口加入の方で月額2万円、2口加入で月額4万円です。

障がいのある方1人に対して、加入できる保護者は1人です。

掛金月額は加入時の年齢により異なります。くわしくはお問い合わせください。

●心身障害者扶養保険掛金助成

南砺市では、上記の扶養共済制度に加入している方の掛金の1／4を助成します。

心身障害者扶養共済制度の加入者には、3月に申請案内を送付します。

お問い合わせ

南砺市福祉課（障害福祉係）

TEL : 0763 - 23 - 2009

(9) 生活福祉資金貸付

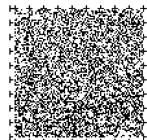
低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯の方に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度です。

費用の使途に応じ、「総合支援資金」「福祉資金」「教育支援資金」があります。それぞれ貸付条件が異なりますので、当資金の利用にあたっては、社会福祉協議会へご相談ください。

お問い合わせ

南砺社会福祉協議会

TEL : 0763 - 82 - 0906



(10) NASVA被害者援護制度

独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）と国土交通省は、自賠責保険料をもとに、自動車事故にまつわるさまざまな取り組みを通して、自動車事故被害者及びそのご家族を支えています。

●療護施設の設置・運営

自動車事故により脳を損傷し、重度の意識障害を負った方（遷延性意識障害者）を対象に、社会復帰の可能性を追求しながら適切な治療と看護を行う専門病院である療護施設を全国12か所に設置・運営しています。

●介護料等の支給

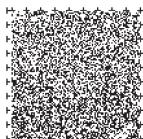
自動車による交通事故が原因で、「脳」、「脊髄」、または「胸腹部臓器」に重度の後遺障害が残り、日常生活において「常時」または「随時」の介護が必要な方に介護料を支給しています。また、職員が介護料受給者のご家庭を訪問して情報を提供し、ご相談に応じる「訪問支援」を行っています。

●交通遺児等生活資金貸付

自動車事故により保護者が亡くなられたり、重い後遺障害を残すこととなった家庭（生活困窮家庭）の中学校卒業までのお子様に無利子で、生活資金の貸付けを行っています。

お問い合わせ

- ・ 939-2708 富山市婦中町島本郷1-5 富山県トラック会館
独立行政法人自動車事故対策機構 富山支所
TEL 076-421-1631
- ・ NASVA 交通事故被害者ホットライン TEL : 0570-000738 (ナビダイヤル)



4. 割引制度・免除

(1) 所得税、個人住民税の軽減

●障がい者本人の特例

障がいの等級により、下記の金額が所得控除（障害者控除）されます。

また、前年の合計所得金額が135万円以下の方は、個人住民税が非課税となります。

| 区分 | | 所得税 | 個人住民税 |
|--------|---|------|-------|
| 一般障がい者 | 身体障害者手帳 3級～6級 療育手帳 B 精神障害者保健福祉手帳 2・3級 | 27万円 | 26万円 |
| 特別障がい者 | 身体障害者手帳 1・2級 療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳 1級 | 40万円 | 30万円 |

●障がい者を扶養している方の特例

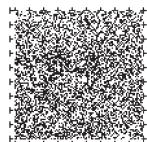
配偶者控除、扶養控除の対象となる親族等が障がい者である場合は、下記の金額が所得控除（障害者控除）されます。

| 区分 | | 所得税 | 個人住民税 |
|--------|---|------|-------|
| 一般障がい者 | 身体障害者手帳 3級～6級 療育手帳 B 精神障害者保健福祉手帳 2・3級 | 27万円 | 26万円 |
| 特別障がい者 | 身体障害者手帳 1・2級 療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳 1級 | 非同居 | 40万円 |
| | | 同居 | 75万円 |
| | | | 53万円 |

お問い合わせ

所得税 … 研波税務署 TEL : 0763 - 33 - 1073

個人住民税 … 南砺市税務課（市民税係） TEL : 0763 - 23 - 2005



(2) 相続税、贈与税、個人事業税の軽減

●相続税

障がい者が、相続により財産を取得した場合、相続税が軽減されます。

| 区分 | 軽減される税額 |
|--------|-------------------------|
| 一般障がい者 | (85歳 - 相続開始時の年齢) × 10万円 |
| 特別障がい者 | (85歳 - 相続開始時の年齢) × 20万円 |

●贈与税の非課税

特別障がい者を受益者とする特定障害者扶養信託契約に係る信託受益者のうち、6,000万円まで（特別障がい者以外で一定の要件に当てはまるものにあっては、3,000万円まで）の部分については、贈与税が非課税になります。

●個人事業税の減免

| | | | | |
|----|------------|---|---------------------|---------|
| 減免 | 一般 障がい者 | 事業所得の区分に応じ、事業税額から右の額を免除します | 314万円以下のもの | 12,000円 |
| | | | 314万円を超え、332万円以下のもの | 10,000円 |
| | | | 332万円を超え、350万円以下のもの | 9,000円 |
| | 特別 障がい者 | 特別障がい者又は扶養している特別障がい者1人につき、80万円に当該事業の税率を乗じた額を減免します。ただし、事業所得が、1,000万円を超える場合は減免となりません。 | | |
| | 非課税 | 重度の視力障がい者（両眼の視力を喪失した人又は両眼の視力0.06以下の者）があん摩、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を行う場合 | | |

お問い合わせ

相続税、贈与税 … 砺波税務署 TEL : 0763 - 33 - 1073

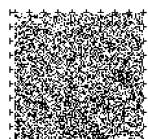
個人事業税 … 総合県税事務所 TEL : 076 - 444 - 4506

(3) 非課税貯蓄制度（マル優）

障害者手帳をお持ちの方が預貯金、公社債等を一定の手続きにより預入または購入された場合は、貯金等350万円、国債等の公債350万円を限度として、その利子等が非課税となります。

お問い合わせ

砺波税務署 TEL : 0763 - 33 - 1073



(4) 関税の免除

身体障がい者用に製作された器具、物品の輸入及び慈善等のために寄贈された給与品及び社会福祉施設等に寄贈された物品の輸入については、関税が免除されるものがあります。

お問い合わせ 伏木税関支署 TEL : 0766 - 44 - 6173

(5) 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税（家屋）の減額措置

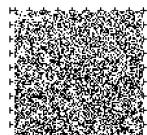
次の要件を満たすものは、翌年度分のみ固定資産税が3分の1減額されます。

| | |
|-----------|---|
| 期間要件 | 令和8年3月31日までに行われた改修工事 |
| 住宅の種類 | 新築から10年以上経過した住宅であること (併用住宅(居住部分が2分の1以上あるもの)についても適用となります。賃貸住宅は対象となりません) |
| 面積要件 | 床面積が50m ² 以上280m ² 以下で住居部分が2分の1以上 |
| 負担額要件 | 補助額を除く自己負担額が50万円以上 |
| 居住者要件 | 次のいずれかの方が居住していること ・障がい者 ・65歳以上の方 ・要介護認定又は要支援認定を受けている方 |
| 対象となる改修工事 | 廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取付け、床の段差の解消、引き戸への取替え、床表面の滑り止め化 |
| 減額される範囲 | ①居住部分が100m ² までの家屋は、全部の固定資産税額の3分の1 ②居住部分が100m ² を超える家屋は、100m ² 分に相当する固定資産税の3分の1 |
| 減額される期間 | バリアフリー改修工事の行われた年の翌年度のみ |

●注意

- 提出期限は、バリアフリー改修工事完了後3ヶ月以内です。
- 適用を受けられるのは1戸につき1回のみです。
- 省エネ改修工事とは、併用して適用を受けることができます。

お問い合わせ 南砺市税務課（資産税係） TEL : 0763 - 23 - 2033



(6) 自動車に関する税金の減免

障がいの方の日常生活に不可欠な次の自動車について、一定の要件を満たす場合、自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割・種別割）が減免になります。

○障がいの方が使用する車

○障がいの方の通院・通学等のために、障がい者と生計を一にする方が使用する車

※障がいの方が所有する車であることが必要ですが、身体障がい者で18歳未満の方、精神障がい者または知的障がい者の方については、生計を一にする方（家族等）が所有する車でも対象になります。

※障がいの方1人につき、1台に限ります。

※営業用自動車、リース車は減免の対象になりません。

※新たに取得する車で減免申請する場合、登録前に県税事務所で事前審査が必要です。

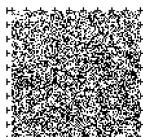
| 障がい内容 | 自動車税（環境性能割・種別割） 軽自動車税（環境性能割・種別割） | |
|-------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| | 本人が運転 | 同一生計者が運転 |
| 身体障がい | 視 覚 | 1級～5級 |
| | 聴 覚 | 2級または3級 |
| | 平衡機能 | 3級または5級 |
| | 音声・言語機能 | 3級 |
| | 上 肢 | 1級及び2級 |
| | 下 肢 | 1級～6級 |
| | 体 幹 | 1級～3級 または5級 |
| | 運動機能 | 上 肢 1級または2級 移 動 1級～6級 |
| | 心臓機能障がい | 1級または3級 |
| | じん臓機能障がい | 1級または3級 |
| 知的障がい | 肝臓機能障がい | 1級または3級 |
| | 呼吸器機能障がい | 1級または3級 |
| | ぼうこう又は直腸の機能障がい | 1級または3級 |
| | 小腸の機能障がい | 1級または3級 |
| | 免疫機能障がい | 1級～3級 |
| | 知的障がい | 療育手帳Aの方またはBのうち小学校未就学の方 |
| | 精神障がい | 手帳（通院医療費の公費負担番号の記載のあるものに限る）の等級が1級の方 |

お問い合わせ

自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）

… 総合県税事務所自動車税センター TEL：076-424-9211

軽自動車税（種別割）… 税務課 市民税係 TEL：23-2005

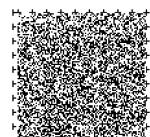


(7) 公共交通機関等の運賃割引

障害者手帳をお持ちの方は、各公共交通機関で運賃の割引が利用できます。
割引の詳細は、利用される公共交通機関にお問い合わせください。

| 事業者 | 割引の内容 | | 割引率 |
|---------------------------------|------------|--|-----|
| JR各社 | 第1種 障害者 | (介護者とともに乗車する場合) 本人及び介護者1名の普通乗車券・回数乗車券・普通急行券 | 50% |
| | | (単独乗車の場合) 片道100kmを超えるときの普通乗車券 | |
| | 第2種 障害者 | (12歳未満の者が介護者とともに乗車する場合) 定期乗車券 | |
| | | (単独乗車の場合) 片道100kmを超えるときの普通乗車券 | |
| あいの風 富山鉄道 | 第1種 障害者 | (介助者とともに乗車する場合) 本人及び介護者1名の普通乗車券、定期乗車券、回数乗車券 | 50% |
| | | (単独乗車の場合) 普通乗車券、定期乗車券、回数乗車券 | |
| | 第2種 障害者 | (単独乗車の場合) 普通乗車券、定期乗車券、回数乗車券 | |
| | | (定期乗車券を使用する12歳未満の者が介護者とともに乗車する場合) 介護者1名の通勤定期乗車券 | |
| 富山地方 鉄道 | 第1種 障害者 | (介護者とともに乗車する場合) 本人及び介護者1名の普通乗車券、定期乗車券 | 50% |
| | | (単独乗車の場合) 普通乗車券 | |
| | 第2種 障害者 | (単独乗車の場合) 普通乗車券 | |
| | | (定期乗車券を使用する12歳未満の者が介護者とともに乗車する場合) 介護者1名の通勤定期乗車券 | |
| 万葉線 | 第1種 障害者 | (介護者とともに乗車する場合) 本人及び介護者1名の普通乗車券、定期乗車券、回数券 | 50% |
| | | (単独乗車の場合) 普通乗車券 | |
| | 第2種 障害者 | (単独乗車の場合) 普通乗車券 | |
| バス各社 | | (介護者とともに乗車する場合) 本人及び介護者1名の普通乗車券..... | 50% |
| | | 本人及び介護者1名の定期乗車券..... | 30% |
| ※事業者により割引 内容が異なる場合 があります。 | | (単独乗車の場合) 普通乗車券..... | 50% |
| | | 定期乗車券..... | 30% |

- ※ 手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に「第1種」または「第2種」と記載されています。
- ※ グリーン車、特急券、小児定期乗車券は割引されません。
- ※ 私鉄の定期券割引については、各駅でお問い合わせください。
- ※ 割引利用には、障害者手帳に顔写真が貼付されている必要があります。



(8) 市営バス運賃の減免

障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方（およびその介護者）は、市営バスを割引で利用できます。乗車運賃、1日券、回数券、定期券が対象となります。現金での運賃支払や回数券等購入時に、手帳をご提示ください。

お問い合わせ 政策推進課 交通政策係 TEL : 0763 - 23 - 2052

(9) ジパング俱楽部（特別会員）

JRをご利用の方は、ジパング俱楽部（特別会員）に加入することで、さらに割引を受けることができます。JR線を「片道・往復・連続乗車券」のいずれかで201km以上ご利用の場合、特急券・急行券・グリーン券・座席指定券が割引になります。

- 対象者 身体障害者手帳の交付を受けている満60歳以上の男性又は満55歳以上の女性で、南砺市身体障害者協会の会員に加入された方

●内容

| | ご利用回数 | 割引率 | 備考 |
|------|--------|---------------|---------------------------------|
| 新規会員 | 初回～3回 | 乗車券半額・特急料金20% | 第1種身体障害者の介護者は、同様の割引を受けることができます。 |
| | 4回～20回 | 乗車券半額・特急料金30% | |
| 継続会員 | 初回～20回 | 乗車券半額・特急料金30% | |

- 入会方法・・・南砺市身体障害者協会に、以下のものを添えてお申し込みください。

1. ジパング俱楽部年会費 1,350円
2. 南砺市身体障害者協会費 1,000円（非協会員の方のみ）
3. 身体障害者手帳のコピー（ジパング俱楽部新規加入の方及び非協会員の方）

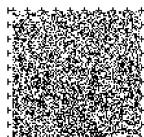
- 注意：以下の料金は割引の対象外です。

- ①新幹線「のぞみ」「みずほ」の特急券
- ②全ての寝台券
- ③グリーン個室のグリーン料金
- ④2人・3人用個室寝台の特急・急行券
- ⑤4月27日～5月6日、8月11日～8月20日、12月28日～1月6日の全ての期間
- ⑥トクトクきっぷなど既に割引になっている切符

お問い合わせ

割引等の内容について→ 富山県身体障害者福祉協会 TEL : 076 - 432 - 6331

入会申込みについて→ 南砺市身体障害者協会 会長 TEL : 090 - 8268 - 0335



(10) 国内航空運賃の割引

身体障害者手帳及び療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた12歳以上の方が国内航空機を利用される場合、運賃の割引利用ができます。搭乗券を購入する時に手帳を提示してください。(各航空会社によって割引率や対象者が異なります。)

※療育手帳の場合は、手帳に割引証明印が押印されたものを提示してください。

押印のない手帳は、福祉課にお持ちください。

※精神障害者保健福祉手帳の場合、顔写真付きのもの及び搭乗日が有効期間内にあるものに限られるため、ご注意ください。

(11) タクシー運賃の割引

身体障害者手帳及び療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方は、タクシーを割引利用することができます。乗車時に手帳をご提示ください。福祉タクシー助成券との併用はできません。詳細は、利用されるタクシー事業所にお問い合わせください。

●割引率 距離制運賃、時間制運賃及び待料金の10%

(12) 携帯電話料金の割引

障害者手帳をお持ちの方は、携帯電話基本使用料等の割引を受けることができます。適用できる回線数は、障がいの方1人につき全国で1名義1回線までです。詳細は、各携帯電話会社にご確認ください。

(13) 電話番号の無料案内

NTTでは、電話帳の利用が困難な障がい者の方を対象に、無料で電話番号を案内するふれあい案内を提供しています。ご利用を希望される方は、事前登録が必要です。

●対象者

・身体障害者手帳をお持ちで、以下のいずれかに該当する方。

①視覚障がい(1級～6級)

②肢体不自由(1級、2級)

※上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害

③聴覚障がい(2級、3級、4級、6級)

④音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい(3級、4級)

・療育手帳(等級不問)をお持ちの方。

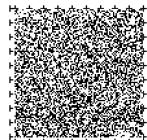
・精神障害者保健福祉手帳(等級不問)をお持ちの方。

お問い合わせ

ふれあい案内事務局

TEL: 0120-104174 (全国共通)

FAX: 0120-104134 (全国共通)



(14) 有料道路通行料金の割引

通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路を利用される障がい者の方に対して自立と社会経済活動への参加を支援するため、有料道路料金の割引があります。利用には、事前の申請が必要となります。

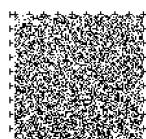
| | |
|------|---|
| 適用範囲 | 身体障がい者が自ら運転する場合（等級制限なし） 身体障害者手帳または療育手帳の第1種障がい者を乗せて、介護者が運転する場合 |
| 対象要件 | 自動車検査証等の「自家用・事業用の別」に「自家用」と記載があり、かつ、「所有者の氏名又は名称」が以下の（1）～（3）の要件を満たす自動車。（軽トラック等除く） (1) 本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等 (2) 上記の方が自動車を所有していない場合は、継続して日常的に介護している方 (3) 代金支払い債務の残っている割賦契約（ローン）又は長期の賃借契約（長期リース）により自動車を利用している場合で、「所有者の氏名・名称」に法人名が記録されているもの ※手続の際に、自動車の割賦契約書又はリース契約書等で、確認が必要となります。 |
| 割引率 | 50% |
| 手続方法 | 「身体障害者手帳または療育手帳」、「自動車検査証」、「ETC車載器セットアップ申込書または証明書」、「ETCカード」、「運転免許証」をお持ちになり、福祉課または、ふくし総合窓口で手続きしてください。オンラインによる申請も可能です。詳細は、有料道路ETC割引登録係（045-477-1233）までお問い合わせください。 |
| その他 | 次の場合には、市町村窓口で手続きが必要となります。 ・自動車及びETC車載器、ETCカード等の登録内容に変更があった場合 ・有効期限が近づいたとき（更新は有効期限の2か月前から手続き可能です。） 次の場合には、有料道路ETC割引登録係への手続きが必要となります。 ・ETCを利用しなくなった場合 ・障がい者ご本人が亡くなられた場合 ・その他諸事情により手帳を返納した場合 |

※ETC割引を利用する場合、障がい者ご本人名義のETCカード（18歳未満の重度障がい者の場合は、保護者名義可）が必要です。ETCカードの取得に当たっては、各カード会社等にお問合せください。また、申請時はETC車載器セットアップ申込書・証明書が必要です。

※ETCを利用されない方は、自動車登録なしでの申請も可能です。

※令和5年から条件を満たす場合に限り、「レンタカー」や、「借用自動車」、「介護・福祉タクシー」、「一般タクシー」、「福祉有償運送車両」でも割引を受けられるようになりました。

お問い合わせ 有料道路ETC登録割引係 045-477-1233
(受付時間：平日 9時～17時)



(15) NHK放送受信料の減免

次の方は受信料が減免になります。(衛星放送受信料を含む)

| 全額免除 | 半額免除 |
|---------------------------------------|---|
| ・障害者手帳所持者を世帯構成員に有し、かつ世帯員すべてが市民税非課税の世帯 | ①視覚障がいまたは聴覚障がいの方が世帯主で、かつ受信契約者 ②重度の障がい者（身体・知的・精神）※ の方が世帯主で、かつ受信契約者 |
| 手続方法 | 障害者手帳をお持ちになり、「福祉課」または、「ふくし総合窓口」でお手続きください。 |

※重度の障がい者：身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級

市町村の福祉事務所などで証明を受けた免除申請書をNHKに提出した月から免除となります。放送受信料の免除を受けている方は、契約内容に変更が生じたときや、免除の事由が消滅したときは、NHK放送局に届出が必要です。

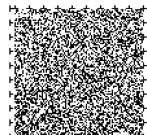
お問い合わせ NHK富山放送局 TEL：076-444-6640
NHK営業サービス(株) TEL：076-444-6603

(16) 郵便料金の減免

次の郵便物は、郵便料金が減免になります。詳細はお近くの郵便局でご確認ください。

| 種類 | 減免内容 | 備考 |
|--|---|---|
| 点字郵便物・特定録音物等郵便物(3kgまで) | 無料 | ●特定録音物等郵便物は、日本郵便株式会社が指定する施設の発受するものに限る。 |
| 心身障がい者団体が発行する第三種郵便物の認可を受けた定期刊行物(1kgまで) | 毎月3回以上発行の新聞紙 50g以内8円(さらに50gごとに+3円、上限1kg) その他のもの 50g以内15円(さらに50gごとに+5円、上限1kg) | ●心身障がい者用ゆうメールは、重度の身体障がい者又は重度の知的障がい者と一定の図書館との間で発受するものに限る。 ●聴覚障がい者用ゆうパックは、聴覚障がい者と日本郵便株式会社が指定する施設との間で発受するものに限る。 |
| 心身障がい者用ゆうメール(3kgまで) | 別に定める料金 | |
| 聴覚障がい者用ゆうパック(30kgまで) | | |
| 点字ゆうパック | | |

お問い合わせ 日本郵便株式会社 各支店



(17) 青い鳥郵便葉書の無償配布

重度の身体障がい者及び重度の知的障がい者で、受付期間内にご希望いただいた方に「青い鳥郵便葉書」を無償で配布します。(1人につき通常郵便葉書20枚)

●対象者 身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳Aの方

●受付期間 毎年4月～5月頃

お問い合わせ 日本郵便株式会社 各支店

(18) 図書の郵送貸出し

図書館への来館が困難な市内在住の方に、無料で図書や視聴覚資料の郵送貸出しをします。ご利用には、事前の申請が必要です。※令和7年10月から対象者拡大

●対象者 身体障害者手帳 → 1級・2級、療育手帳 → A

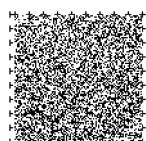
精神障害者保健福祉手帳 → 1級、要介護状態区分 → 要介護3・4・5

お問い合わせ 南砺市立中央図書館 TEL: 0763-52-0317

(19) 市内施設の利用料金等の減免

| 施設名 | 対象者 | 内容 | お問い合わせ先 |
|----------------|------------------------------|--|--------------|
| 福光美術館（常設展示） | | 観覧料 全額免除 | 0763-52-7576 |
| 棟方志功記念館「愛染苑」 | | 観覧料 全額免除 | 0763-52-7576 |
| 井波彫刻総合会館 | 障害者手帳所持者 および付添者 | 大人 400円 小中学生 200円 付添者(1名まで)無料 | 0763-82-5158 |
| 利賀活性化施設 利賀瞑想の郷 | | 入館料 50%減免 | 0763-68-2324 |
| 城端曳山会館 | | 観覧料 50%減免 | 0763-62-2165 |
| いなみ交流館ラフォーレ | 障害者手帳 所持者のみ (付添者の割引なし) | (プール) 1回券 210円 11回券 2,090円 年間券 14,660円 (浴室) 1回券 410円 11回券 4,190円 | 0763-82-8900 |
| 相倉民俗館・相倉伝統産業館 | | 入館料 100円引き | 0763-66-2732 |

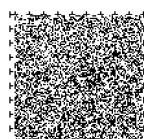
※各施設で利用料金等が変更になっていることがあります。詳しくはご利用前に各施設へお問い合わせください。



(20) 県内施設の利用料金等の減免

| 施設名 | 対象者 | 内容 | お問い合わせ先 |
|----------------------------------|----------------------------------|------------------|--------------|
| 富山県美術館 | 障害者手帳所持者 および付添者 | 観覧料 全額免除 | 076-431-2711 |
| 水墨美術館 | | 観覧料 全額免除 | 076-431-3719 |
| 立山博物館 | | 観覧料 全額免除 | 076-481-1216 |
| 立山カルデラ砂防博物館 | | 観覧料 全額免除 | 076-481-1160 |
| 中央植物園 | | 入園料 全額免除 | 076-466-4187 |
| 県民会館分館（内山邸） | | 見学料 全額免除 | 076-432-4567 |
| 県民会館分館（金岡邸） | | 見学料 全額免除 | 076-433-1684 |
| 高志の国文学館 | | 観覧料 全額免除 | 076-431-5492 |
| 国際健康プラザ（健康スタジアム） | | 利用料金 全額免除 | 076-428-0809 |
| 富山県総合運動公園 (陸上競技場（練習）、屋内グラウンド) | | 利用料金 全額免除 | 076-429-8835 |
| 富山県五福公園（陸上競技場） | 障害者手帳 所持者のみ (付添者の割引なし) | 利用料金 全額免除 | 076-432-5073 |
| 富山県空港スポーツ緑地 (陸上競技場（練習）) | | 利用料金 全額免除 | 076-429-7129 |
| 県民公園太閤山ランド (プール広場) | | 利用料金 全額免除 | 0766-56-6116 |
| 富山県総合体育センター (一部施設除く) | | 利用料金 全額免除 | 076-429-5455 |
| 富山県西部体育センター (健康体力相談室除く) | | 利用料金 全額免除 | 0763-33-3412 |
| 富山県高岡総合プール | | 利用料金 全額免除 | 0766-28-1166 |
| 県営富山弓道場 | | 利用料金 全額免除 | 076-434-3873 |
| 県営富山武道場 | | 利用料金 全額免除 | 076-431-0170 |
| 県営高岡武道館 | | 利用料金 全額免除 | 0766-24-1438 |
| 富山県漕艇場 | | 利用料金 全額免除 | 076-485-2104 |
| 富山県上市力又一競技場 | | 利用料金 全額免除 | 076-473-3223 |
| 富山県福光射撃場 | | 利用料金 全額免除 | 0763-55-1938 |
| 富山県ゴルフ練習場 (シティゴルフとやま) | | 貸出料（ボール） 半額免除 | 076-444-5090 |

※各施設で利用料金等が変更になっていることがあります。詳しくはご利用前に各施設へお問い合わせください。



5. 医療費の給付・助成

(1) 重度心身障害者等医療費助成

重度心身障がいの方の健康維持や経済的な負担を軽減するため、保険診療として認められる医療費の一部負担金が助成されます。世帯の前年合計所得金額（※1）が1,000万円未満の方が対象となります。助成を受けるときは、事前の申請が必要となります。

| 対象者 | 助成の内容 | | |
|---|-------------|--|-----------|
| 身体障害者手帳 1級・2級 療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳 1級 | 65歳未満 | 一部負担金を全額助成 | 重度医療（障I） |
| 障害年金 1級 | 65歳以上 ※3 | 一部負担金を全額助成 | 一部負担金助成 |
| 身体障害者手帳 3級 身体障害者手帳 4級の一部 ※2 障害年金 2級 精神障害者保健福祉手帳 2級 | | 一般所得者 一部負担金を全額助成 現役並所得者 一部負担金3割のうち、総医療費の2割を助成 | |
| 身体障害者手帳 4級～6級 療育手帳 B | | 一般所得者 一部負担金3割のうち、「総医療費の1割」および「高額に相当する額」を助成（70歳以上と同程度の負担割合） 現役並所得者 高額に相当する額を助成 | 軽度医療（障II） |

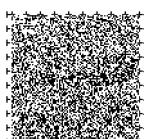
※1 地方税法第292条第1項第13号 第313条第8項及び第9項の規定による控除前の同条第1項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。

※2 音声、言語機能または、そしゃく機能の障がい、下肢の障がい（両下肢のすべての指を欠くもの、一下肢を下腿の1/2以上で欠くもの、一下肢の機能の著しい障がい）

※3 後期高齢者医療被保険者であること（65～74歳までの方は、障害認定により任意加入が可能です。）

●申請に必要なもの

- ①障害者手帳（身体・療育・精神）、障害年金証書（障害年金受給者のみ）
- ②マイナンバーの分かるもの（世帯全員）、窓口来庁者の本人確認書類
- ③ご加入の健康保険の分かるもの
(マイナンバーカード、資格情報のお知らせ、資格確認書など)
- ④受給資格者本人名義の通帳もしくは口座番号の分かるもの



●助成方法

| | | | | |
|----------|--|--|--|--|
| | | 県内医療機関を受診する場合 | 県外医療機関を受診された、または受給資格証の提示を行わなかった場合 | |
| 重度医療（障Ⅰ） | 医療機関窓口へ受給資格証を提示 | | 医療機関窓口で支払い後、領収書を添付し、市町村窓口で還付の手続き | |
| 軽度医療（障Ⅱ） | 医療機関窓口へ受給資格証を提示 ※非課税世帯の方は限度額適用認定証を医療機関窓口に提示（※1） | | | |
| | | 高額に相当する額がある場合は、医療機関窓口で支払い後、領収書を添付し、市町村窓口で還付の手続き | | |
| 一部負担金助成 | 施設入所等で 南砺市外に 住所のある方 | 【令和7年7月まで】 領収書原本を添付して、市町村窓口で還付の手続き | | |
| | | 【令和7年8月以降】 医療機関窓口へ受給資格証を提示 | 【令和7年8月以降】 医療機関窓口で支払い後、領収書を添付し、市町村窓口で還付の手続き | |
| | 上記以外の方 | 【令和7年7月まで】 医療機関窓口へ支払い後、診療月の5か月後に、 福祉課より医療費助成額を指定の口座に還付 | | |
| | | 【令和7年8月以降】 医療機関窓口へ受給資格証を提示 | 【令和7年8月以降】 医療機関窓口へ支払い後、 診療月の5か月後に、福祉課より 医療費助成額を指定の口座に還付 | |

※1 軽度医療受給者でかつ非課税世帯の方は、限度額認定証の申請が可能です。医療機関窓口で提示することで、窓口での負担を一定の自己負担限度額までに抑えることができます。

●高額に相当する額

現役並所得者

一定以上の所得（住民税課税所得 145万円以上）がある受給者及び70歳以上74歳以下の同一の保険加入者がいる方
同一の保険加入者で

Ⅲ：住民税課税所得 690万円以上被保険者がいる世帯

Ⅱ：“ 380万円以上 690万円未満の ”
Ⅰ：“ 145万円以上 380万円未満の ”

一般 同一の保険加入者が住民税課税所得 145万円未満の方
※総所得金額等から住民税の基礎控除額 43万円を差し引いた額が
210万円以下含む

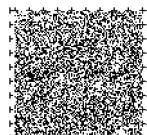
低所得者Ⅱ 同一の保険加入者が住民税非課税の方
(低所得者Ⅰ以外の方)

低所得者Ⅰ 同一の保険加入者が住民税非課税で、各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる方

| 自己負担限度額(月額) | | |
|-------------|--|------------------------------|
| 所得区分 | 外来(個人単位) | 外来十入院(世帯単位) |
| 現役並所得者Ⅲ | 252,600円+(医療費-842,000円)×1% (4回目以降の場合140,100円) | |
| 現役並所得者Ⅱ | 167,400円+(医療費-558,000円)×1% (4回目以降の場合93,000円) | |
| 現役並所得者Ⅰ | 80,100円+(医療費-267,000円)×1% (4回目以降の場合44,400円) | |
| 一般 | 18,000円(年間上限 144,000円) | 57,600円 (4回目以降の場合44,400円) |
| 低所得者Ⅱ | 8,000円 | 24,600円 |
| 低所得者Ⅰ | | 15,000円 |

お問い合わせ 南砺市福祉課（障害福祉係）

TEL : 0763 - 23 - 2009



(2) 自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。次のとおり「更生医療」「育成医療」「精神通院医療」に分けられます。指定を受けた医療機関等での医療が対象となります。

| | 更生医療 | 育成医療 | 精神通院医療 |
|--------|---|---|--------------------|
| 対象 | 身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方 | 18歳未満の児童 | 精神障害の通院医療を継続的に要する方 |
| 主な対象医療 | 心臓 経皮的冠動脈形成術、冠動脈バイパス移植術 ペースメーカー移植術 等 腎臓 人工透析療法、腎臓移植術 等 免疫 抗ウイルス療法 等 | 精神障害や、精神障害に起因して生じた病態に対して、精神通院医療担当医による入院しないで行われる医療（外来、外来での投薬、デイケア、訪問看護等） | |
| 費用 | 原則、かかった医療費の1割が自己負担となります。 ※制度ごとに、収入や所得等に応じた自己負担上限額が設定されます。 | | |

●申請に必要なもの

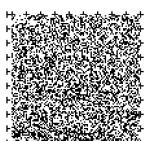
- ①自立支援医療診断書
- ②マイナンバーの分かるもの（受診者及び同一の保険に加入している方全員）
- ③窓口に来られる方の本人確認書類
- ④ご加入の健康保険の分かるもの
(マイナンバーカード、資格情報のお知らせ、資格確認書など)
- ⑤«該当者のみ» 特定疾病療養受領証
- ⑥«受給者のみ» 非課税年金受給額の金額が分かるもの
(年金振込通知書または通帳の写し)
- ⑦所得区分チェックシート
- ⑧その他必要書類（調査同意書・委任状・自立支援医療受給者証の写し）

お問い合わせ 南砺市福祉課（障害福祉係） TEL：0763-23-2009

(3) 指定難病・特定疾患等の医療費助成

原因が不明であって治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち指定難病・特定疾患・先天性血液凝固因子欠乏症については、治療がきわめて困難であり、かつ、その医療費も高額であるため、医療費の自己負担分の一部または全部について公費負担を受けることができます。

お問い合わせ 砺波厚生センター TEL：0763-22-3511



6. 障害福祉サービス

障害者の総合支援について

障害福祉サービスは、障害者総合支援法による障がい者支援である、「介護給付」、「訓練等給付」、「相談支援事業」、「相談支援事業」、「補装具支給」、「自立支援医療」、「地域生活支援事業」と、児童福祉法による支援である、「障害児通所支援」があります。

障害福祉サービスと介護保険制度でのサービスの両方において対象となる方は、介護保険制度での利用が優先されます。

※心身の状況等個別ケースにて、関係機関と調整しながら検討します。

●障害福祉サービスの対象となる方

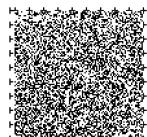
- ①身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ②知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者
- ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
(発達障害者支援法にいう発達障害者を含む。) のうち18歳以上である者
- ④難病の診断を受けている18歳以上である者
- ⑤児童福祉法第4条第2項に規定する障害児

●介護保険制度の対象となる方

- ①65歳以上の方で、介護や日常生活の支援が必要と認定された方
 - ②40～64歳の医療保険加入者で、下記の特定疾病により介護や支援が必要と認定された方
- ※ここでの特定疾病とは、加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障がいを生じさせると認められる疾病を指す。

特定疾病

- がん(医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったもの)
- 関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症 ●初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症 ●脊柱管狭窄症 ●早老症 ●多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ●脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患



★のあるサービスは介護保険制度で類似のサービスがあります。

障害者総合支援法による障がい者支援

介護給付

- 自宅や施設での介護などを行います。
- ★居宅介護（ホームヘルプ）
 - ★重度訪問介護
 - 同行援護
 - 行動援護
 - ★重度障害者等包括支援
 - ★短期入所（ショートステイ）
 - ★療養介護
 - ★生活介護
 - ★施設入所支援

訓練等給付

- 自宅や施設での地域生活に向けた支援を行います。
- 就労定着支援
 - 自立生活援助
 - ★自立訓練
 - 就労移行支援
 - 就労継続支援
 - 就労選択支援
 - ★共同生活援助（グループホーム）

自立支援医療

- 更生医療
 - 育成医療
 - 精神通院医療※
- ※実施主体は都道府県等

相談支援事業

- 計画相談支援
- 地域移行支援
- 地域定着支援
- 障害児相談支援

補 装 具

障がい者・障がい児

地域生活支援事業

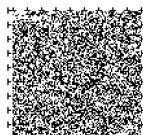
地域の実情に応じて行います。

- 相談支援
(関係機関との連絡調整、権利擁護)
- 意思疎通支援（手話通訳派遣等）
- ★日常生活用具の給付
- 日中一時支援
- 移動支援
- 地域活動支援センター
- その他の日常生活又は社会生活支援

児童福祉法による支援

障害児通所支援

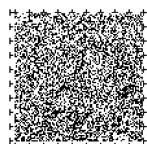
- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 居宅訪問型児童発達支援
- 保育所等訪問支援



(1) 介護給付

新たに介護給付を希望される方は、窓口で自立支援給付支給申し込みをしてください。
(※医師の意見書、認定調査が必要です。)
★のあるサービスは介護保険制度で類似のサービスがあります。

| | |
|---------------------------------|--|
| ★居宅介護 (ホームヘルプ) | 自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事及び通院等介助を行います。 |
| ★重度訪問介護 | 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 |
| 同行援護 | 重度の視覚障がい者の方が外出するときに、移動に必要な情報提供や移動の支援、排せつ、食事の介護などを行います。 |
| 行動援護 | 自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。 |
| ★重度障害者等包括支援 | 介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。 |
| ★短期入所 (ショートステイ) | 自宅で介護する方が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| ★療養介護 | 医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常の世話を行います。 |
| ★生活介護 | 常に介護を必要とする方に、日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。 |
| ★障害者支援施設での 夜間ケア等 (施設入所支援) | 施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |

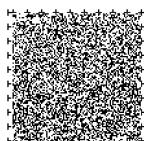
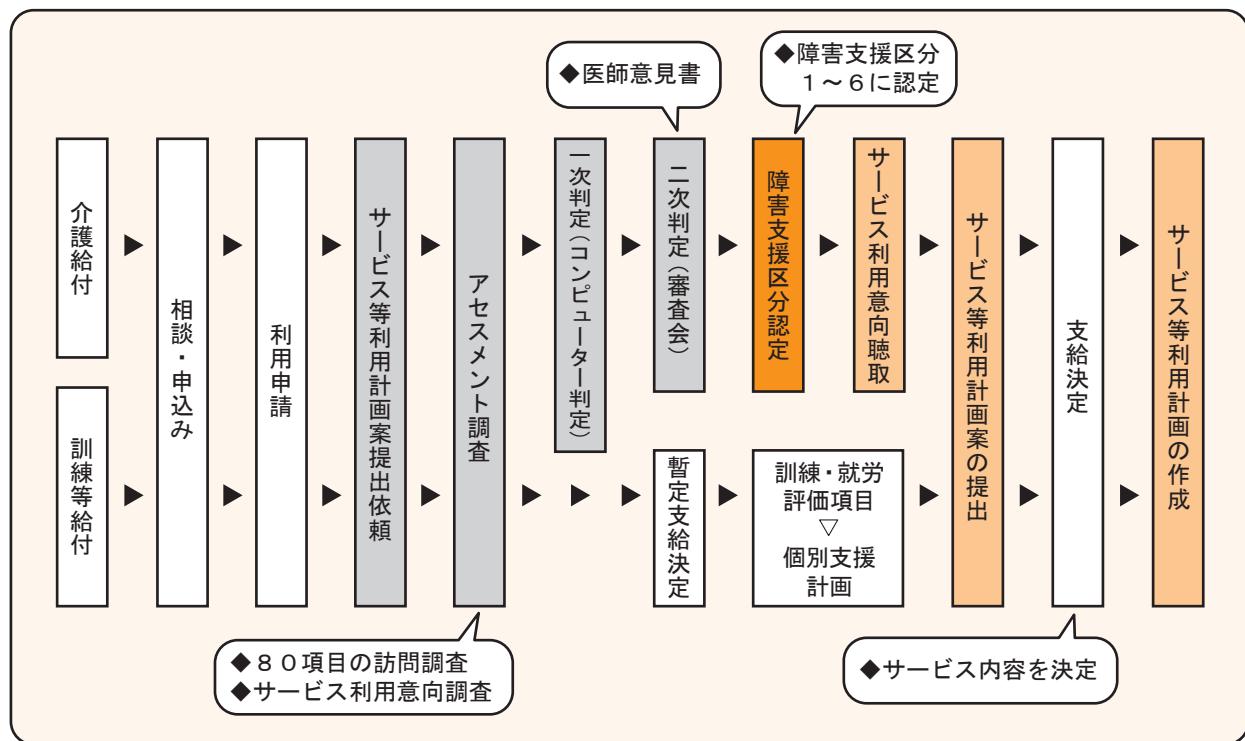


(2) 訓練等給付

窓口で自立支援給付支給申し込みをしてください。(※医師の意見書は必要ありません。)
★のあるサービスは介護保険制度で類似のサービスがあります。

| | |
|-------------------------------|--|
| 就労定着支援 | 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人が、就労後の環境変化に対応できるよう、一定期間、自宅や企業を訪問し、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。 |
| 自立生活援助 | 入所施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に、一定期間、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。 |
| ★自立訓練 (機能訓練・生活訓練) | 自立した日常生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を行います。 |
| 就労移行支援 | 一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 就労継続支援 ・A型：雇用型 ・B型：非雇用型 | 一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供とともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 就労選択支援 | 本人の希望や、適正、能力に合った仕事探しの支援を行います。 |

(介護給付・訓練等給付の利用までの流れ)



(3) 障害児通所支援

窓口で児童通所支給の申し込みをしてください。児童の心身の状況などについて調査を行います。(※療育手帳をお持ちでない方は診断書などが必要になります。)

| | |
|-------------|---|
| 児童発達支援 | 児童福祉施設等へ通所し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。 |
| 医療型児童発達支援 | 上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対し、日帰りで治療を行うと共に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。 |
| 放課後等デイサービス | 就学中の障がいのある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重症心身障がい児など障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童の居宅を訪問し、日常における基本的な動作指導、知識技能の付与等の支援を行います。 |
| 保育所等訪問支援 | 障がいのある児童のいる保育所等の施設を訪問し、集団生活に溶け込めるようになるための専門的な支援を行います。 |

(障害児通所支援利用の流れ)

① 利用を希望する事業所及び相談支援事業所を決める

▼ 相談支援事業所と相談しサービスの計画（利用時間や利用日数等）を立てます。

② 住所地の市町村で申請・面談をする

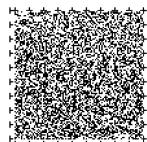
▼ サービス利用には、各種障害者手帳または医師の診断書等が必要です。

③ 市町村で支給決定（決定通知書及び受給者証の発行）

▼ 支給決定後、郵送で送付されます。

④ サービスの利用開始（利用計画に基づいたサービスの利用）

利用開始までおおむね1～2か月程度の日数を要します。



(4) 相談支援事業

介護給付同様、窓口で自立支援給付支給の申し込みをしてください。

| | |
|-------------------|---|
| 地域移行支援 | 障害者支援施設等に入所している障がい者の方または精神科病院に入院している精神障がい者の方に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。 |
| 地域定着支援 | 居宅において単身等で生活する障がい者の方に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。 |
| 計画相談支援 障害児相談支援 | サービスを利用する際に、サービス等利用計画案を作成したり、サービス事業者等との連絡調整、モニタリング等を行います。サービス等利用計画・障害児支援利用計画については、すべての障害福祉サービス等を利用する障がい者等（入所中の障がい児を除く。）について作成することとされています。 |

お問い合わせ 南砺市福祉課（障害福祉係） TEL : 0763 - 23 - 2009

(5) 通所費補助事業

心身に障がいのある方が、就労へ向けての訓練のために支援施設へ通所している場合、通所にかかる費用の一部を助成します。

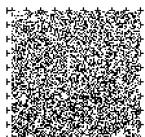
●対象者

南砺市に住民登録があり、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所に通所する方
※事業所において通勤手当等を受けている方は、対象外となります。

●補助額

1日あたり280円を上限として、公共交通機関または自家用車の経費の2分の1

お問い合わせ 南砺市福祉課（障害福祉係） TEL : 0763 - 23 - 2009



(6) 補装具費の支給

障がいのある方が、失われた部分や損なわれた機能を補うための用具の購入・修理にかかる費用を支給します。内容により支給できない場合がありますので、購入前にご相談ください。

●対象者・・・補装具を必要とする障がい者、障がい児、難病患者等

※用具ごとに要件が異なります、事前にご確認ください。

※治療や訓練のために用いる治療用装具は医療保険各法に基づいて給付されるほか、労働災害による障がいの場合や、介護保険受給者、戦傷病者についても関係各法が優先します。

※世帯員の市民税所得割の課税状況によって、対象とならない場合があります。

●対象用具

| 障がい内容 | 主な補装具名 |
|-------|--|
| 視覚 | 視覚障害者用安全つえ、めがね、義眼等 |
| 聴覚 | 補聴器（2級・3級は重度難聴用、4級・6級は高度難聴用） |
| 肢体不自由 | 義手、義足、装具、車椅子（下肢または体幹1級・2級の方） 電動車椅子（上記車椅子の他に上肢1級・2級の方） 歩行器、歩行補助つえ、各種保持具 姿勢保持装置（体幹及び四肢の障がいにより姿勢保持不能な方）等 重度障害者用意思伝達装置 18歳未満のみ：姿勢保持椅子、起立保持具、排便補助具、頭部保持具 |
| 内部 | 電動車椅子（呼吸器機能障がい、心臓機能障がい等） 重度障害者用意思伝達装置（筋萎縮性側索硬化症等） |

※用具にはそれぞれ耐用年数が設定されています。

再交付を受ける場合には、原則として耐用年数を経過していることが必要です。

●自己負担

原則として、かかった費用の1割が自己負担となります。また、所得により、障害福祉サービスと同様の月額負担上限額が定められています。

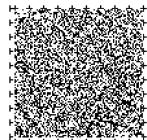
●申請に必要なもの

- ①指定医師の診断書（用具の種目によって必要な場合があります。）
- ②マイナンバーの分かるものと本人確認書類
- ③補装具の見積書（判定や意見書が不要な方、部品交換などの修理を希望する方）
- ④《難病患者のみ》特定疾患医療受給者証または、診断書等

お問い合わせ

南砺市福祉課（障害福祉係）

TEL：0763-23-2009



7. 日常生活支援

(1) 日常生活用具の支給

障がいのあるかたに、日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。内容により支給できない場合がありますので、購入前にご相談ください。

●対象者・・・日常生活用具を必要とする障がい者、障がい児、難病患者等

※品目ごとに給付基準が異なります、事前にご確認ください。

※治療や訓練のために用いる治療用装具は医療保険各法に基づいて給付されるほか、労働災害による障がいの場合や、介護保険受給者、戦傷病者についても関係各法が優先します。

※世帯員の市民税所得割の課税状況によって、対象とならない場合があります。

●自己負担

原則として、かかった費用の1割が自己負担となります。ただし、付属品や取付工事費等は本人負担になります。また、所得により、障害福祉サービスと同様の月額負担上限額が定められています。

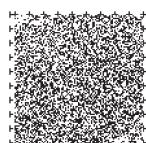
●申請に必要なもの

- ①マイナンバーが分かるものと本人確認書類
- ②日常生活用具の見積書
- ③《難病患者のみ》特定疾患医療受給者証または、診断書等
- ④指定医師の意見書（用具の種目によって必要な場合があります。）

お問い合わせ

南砺市福祉課（障害福祉係）

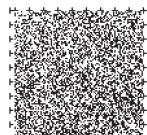
TEL : 0763 - 23 - 2009



(参考) 日常生活用具給付種目

| 障がい内容 | | 主な日常生活用具名 |
|-------------|----|--|
| 身体障がい | | 火災報知器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計、情報・通信支援用具、視覚障害者用地デジ対応ラジオ、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、視覚障害者用ワードプロセッサー（共同利用）、点字図書 |
| | | 火災報知器、自動消火器、聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報通信装置 |
| | | T字状・棒状の杖、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、火災報知器、自動消火器 |
| 肢体不自由 | 上肢 | 特殊便器、火災報知器、自動消火器、携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具 |
| | 下肢 | 特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド、入浴補助用具、便器、T字状・棒状の杖、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、火災報知器、自動消火器、携帯用会話補助装置、居住生活動作補助用具 |
| | 体幹 | 特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド、入浴補助用具、便器、T字状・棒状の杖、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、火災報知器、自動消火器、携帯用会話補助装置、居住生活動作補助用具 |
| 内部障がい | | 火災報知器、自動消火器、透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、ストマ装具、紙おむつ等、収尿器、酸素ボンベ運搬車 |
| 音声・言語そしゃく機能 | | 携帯用会話補助装置、人工喉頭 |
| 知的障がい | | 頭部保護帽、特殊便器、火災報知器、自動消火器、電磁調理器 |
| 精神障がい | | 頭部保護帽 |
| 難病患者等 | | 特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド、入浴補助用具、便器、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災報知器、自動消火器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、居住生活動作補助用具 |

※用具ごとに、等級等の制限があります。詳細は、福祉課障害福祉係にご確認ください。



(2) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の支給

在宅の小児慢性特定疾病児に対して、日常生活の便宜を図るために用具を給付します。内容により支給できない場合がありますので、購入前にご相談ください。

●対象者・・・日常生活用具を必要とする在宅の小児慢性特定疾病児

※品目ごとに給付基準が異なります、事前にご確認ください。

※治療や訓練のために用いる治療用装具は医療保険各法に基づいて給付されるほか、労働災害による障がいの場合や、介護保険受給者、戦傷病者、障害者手帳認定者についても関係各法が優先します。

| 種目 | 対象者 |
|-------------|---------------------------------------|
| 便器 | 常時介護を要する者 |
| 特殊マット | 寝たきりの状態にある者 |
| 特殊便器 | 上肢機能に障害のある者 |
| 特殊寝台 | 寝たきりの状態にある者 |
| 歩行支援用具 | 下肢が不自由な者 |
| 入浴補助用具 | 入浴に介助を要する者 |
| 特殊尿器 | 自力で排尿することができない者 |
| 体位変換器 | 寝たきりの状態にある者 |
| 車いす | 下肢が不自由な者 |
| 頭部保護帽 | 発作等により頻繁に転倒する者 |
| 電気式たん吸引器 | 呼吸器機能に障害のある者 |
| クールベスト | 体温調節が著しく難しい者 |
| 紫外線カットクリーム | 紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がん又は神経障害を起こすことがある者 |
| ネブライザー（吸入器） | 呼吸器機能に障害のある者 |
| パルスオキシメーター | 人工呼吸器の装着が必要な者 |
| ストマ装具（消化器系） | 人工肛門を増設した者 |
| ストマ装具（尿路系） | 人工膀胱を増設した者 |
| 人工鼻 | 人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者 |

●自己負担

原則として、所得に応じて設定されている自己負担額が自己負担となります。

ただし、付属品や取付工事費等は本人負担になります。

また、所得により、障害福祉サービスと同様の月額負担上限額が定められています。

●申請に必要なもの

- ①マイナンバーが分かるものと本人確認書類
- ②小児慢性特定疾病医療受給者証
- ③日常生活用具の見積書

お問い合わせ

南砺市福祉課（障害福祉係）

TEL : 0763 - 23 - 2009



(3) 在宅重度障害者住宅改善費補助

在宅の重度障害者の家庭における生活環境の向上および負担の軽減を図るため、現在お住まいの住宅について、障害の内容に配慮した改修を行う際に必要な費用の一部を助成します。県の審査があるため、必ず工事前に一度ご相談ください。

●対象者

在宅の障がい者で、以下の①～③の要件のいずれかを満たす方

- ① 「視覚障がい」2級以上、または「肢体不自由」2級以上の方
- ② 「内部障がい」があり、かつ補装具支給で車椅子の交付を受けている方
- ③ 療育手帳「A」の方

●対象経費

居室、浴室、洗面所、便所、玄関、廊下などで必要と認められる部分の工事費

●補助額

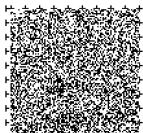
| | |
|---------------------------------------|--|
| 所得税 非課税世帯 | 対象経費の実支出額と 90 万円とを比較して低い額から、介護保険での住宅改修費または障害者等日常生活用具等の給付等を控除した額 [補助限度額 90 万円] |
| 所得税 課税世帯 ※前年分所得税 287,500 円未満の世帯 | 対象経費の実支出額と 90 万円とを比較して低い額から、介護保険での住宅改修費または障害者等日常生活用具等の給付等を控除した額のうち 3 分の 2 の額 [補助限度額 60 万円] |

- ※1 介護保険法に基づく住宅改修費または障害者等日常生活用具給付事業（44 ページ参照）における住宅改修費の給付がある場合は、その額を対象経費から差し引いた額となります。
- ※2 補助は、1 回のみとなります。（同一世帯に 2 人以上の該当者が居住していても同様です。）
- ※3 補助制度利用をお考えの方は、必ず工事着工前にご相談ください。
(着工後の申請は、補助の対象となりません。)
- ※4 新築、増築工事は、補助の対象となりません。

●申請に必要なもの

- ①事業計画書
- ②工事見積書
- ③平面図（施工前・施工後予定）
- ④改修箇所の写真（施工前）
- ⑤マイナンバーの分かるものと本人確認書類

お問い合わせ 南砺市福祉課（障害福祉係） TEL : 0763 - 23 - 2009



(4) 自動車改造費の助成

身体障がい者の方の社会復帰・参加の促進を図るため、自動車の改造や取得に要する経費の一部を助成します。ただし、改造後の修理を除きます。自動車を改造する前にご相談ください。

●対象者

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方
- ②改造助成を行う月の属する年度の前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、特別障害者手当の所得制限限度額を越えない方

●改造の対象

身体障がい者の方が就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の操向装置及び駆動装置等を改造するための費用

●助成限度額 上限 10 万円

※再助成を受ける場合には、原則として耐用年数を過ぎていなければなりません。
(軽自動車 4 年・普通車 6 年)

●申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳
- ②運転免許証（障がい者本人）
- ③自動車検査証
- ④改造箇所等の写真（改造前）
- ⑤見積書
- ⑥マイナンバーの分かるものと本人確認書類

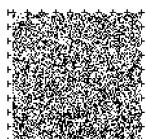
お問い合わせ 南砺市福祉課（障害福祉係） TEL : 0763 - 23 - 2009

(5) 自動車運転免許取得費の助成

自動車運転免許の取得を希望される身体障がい者の方で適性検査に合格した方は、自動車操作訓練にかかる費用の一部について助成します。自動車学校に入校する前にご相談ください。

●対象となる費用

- ①入学金 ②学科教習料 ③技能教習料 ④技能補習料
(補習については、15 時限を限度とする。ただし、1 時限は 50 分とする。)



(次のページに続きます)

●助成額

対象となる費用の合計額に表1の本人負担割合を乗じて得た額を差し引いた額。
(ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)

表1

| 希望者の世帯の階層区分 | | 本人負担割合 |
|-------------|---------------------------------------|----------|
| A | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び所得税非課税世帯 | 本人負担なし |
| B | 24,000円以下 | 訓練費の4分の1 |
| C | 24,001円～45,000円 | 訓練費の2分の1 |
| D | 45,001円～120,000円 | 訓練費の4分の3 |
| E | 120,001円以上 | 助成対象外 |

●助成限度額 上限10万円

●申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳
- ②自動車教習学校のパンフレット等
- ③自動車教習学校の見積書
- ④マイナンバーの分かるものと本人確認書類

お問い合わせ 南砺市福祉課（障害福祉係） TEL：0763-23-2009

（6）意思疎通支援事業

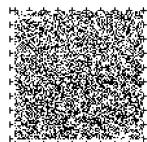
聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図るために支障がある方が、社会生活を送る中で公共施設や病院などの利用および社会参加事業への参加の際に、必要に応じて手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

●利用の際は、事前に申請が必要です。（指定の申請書があります。）

富山県聴覚障害者協会（FAX：076-441-7305）にFAXでお申し込みください。

●利用に係る費用は、無料です。

お問い合わせ 富山県聴覚障害者協会 FAX：076-441-7305



(7) 福祉タクシー助成券の交付

公共交通機関を利用することが困難な重度心身障がい者の方の生活行動範囲を広げ、積極的に社会活動に参加していただくためにタクシー助成券を交付します。(申請が必要です。)

●対象者

在宅の重度心身障害者の方で、以下のいずれかに該当する方

| | |
|-------------|--|
| 身体障害者手帳 | 「視覚障がい」 1級・2級 |
| | 「平衡機能障がい」 3級 |
| | 65歳未満の「肢体不自由」 1級・2級 ※上肢・下肢・体幹を合わせて満たす方も対象となります。 |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 1級 |
| 療育手帳 | A |

●利用券 年額 6,000 円 (100 円券 60 枚)

※タクシー券は一度に何枚でも使用できます。

●事業者 市と協定を結んだタクシー業者に限り使用できます。

- ・(有)城端タクシー 南砺市城端 TEL : 0763 - 62 - 0039
- ・三和交通(株) 南砺市北野 TEL : 0763 - 62 - 3741
- ・(有)五箇山タクシー 南砺市下梨 TEL : 0763 - 66 - 2046
- ・チューリップ交通(株) 南砺市井波 TEL : 0763 - 82 - 0169
- ・南砺交通(株) 南砺市福野 TEL : 0763 - 22 - 2144
- ・福光タクシー(株) 南砺市荒木 TEL : 0763 - 52 - 0002
- ・となみ観光交通(株) 砺波市一番町 TEL : 0763 - 32 - 2356

お問い合わせ 南砺市福祉課 (障害福祉係) TEL : 0763 - 23 - 2009

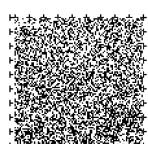
(8) 外出支援事業

福祉タクシーを利用した医療機関への通院を支援します。

●対象者 65歳以上の在宅の身体障害者手帳 (肢体不自由) 1級・2級をお持ちの方

●助成額 1ヶ月あたり2回 (1回1往復) の利用を上限として走行距離に応じた額を助成します。助成額の差額は実費負担となります。ただし、山間過疎地域振興条例の対象集落の方は10km以上について増額対象となります。

お問い合わせ 南砺市地域包括ケア課 (長寿介護係) TEL : 0763 - 23 - 2034



(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者の方に対して、ガイドヘルパーを派遣して外出を支援することで、自立した生活や社会参加をしやすくします。(個別支援型、グループ支援型、通所・通学支援型、車両移送型)

- 対象者 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出などを除く)に移動の支援が必要な方
- 利用料 経費の10分の1(市民税非課税世帯に属する方は無料)
- 申請に必要なもの
 - ・マイナンバーの分かるものと本人確認書類

お問い合わせ 南砺市福祉課(障害福祉係) TEL: 0763 - 23 - 2009

(10) 日中一時支援事業

在宅障がい者(児)等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援および障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を目的として行っています。

- 対象者 日中において介護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な方
※利用に当たり、障害支援区分が必要となります。
- 利用料 経費の10分の1(市民税非課税世帯に属する方は無料)
- 申請に必要なもの
 - ・マイナンバーの分かるものと本人確認書類

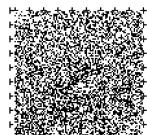
お問い合わせ 南砺市福祉課(障害福祉係) TEL: 0763 - 23 - 2009

(11) 訪問入浴サービス事業

在宅の身体障がい者の方で入浴が困難な場合に、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介護を行います。

- 対象者 身体障害者手帳をお持ちの方で、居宅介護や生活介護での入浴が困難な方
※申請時に、指定の医師診断書が必要です。
- 利用料 経費の10分の1(市民税非課税世帯に属する方は無料)

お問い合わせ 南砺市福祉課(障害福祉係) TEL: 0763 - 23 - 2009



(12) 家族介護用品支給事業

在宅の重度障がい者の方の家族の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減をするために、家族介護用品（おむつ券）の支給を行います。

- 対象者 ①身体障害者手帳（肢体不自由）1級・2級の方で3歳以上の方
②療育手帳Aの方で3歳以上の方
- 支給額 1ヶ月当たり2,500円（3ヶ月ごとに年4回）のおむつ券を支給します。
※3か月を超える入院期間は対象にはなりません。

お問い合わせ 南砺市福祉課（障害福祉係） TEL：0763-23-2009

(13) 寝具類等洗濯乾燥消毒事業

在宅の重度身体障がい者の方で日常生活を営むのに支障があり、寝具類の衛生管理等が困難な場合に掛布団、敷布団及び毛布の洗濯、乾燥及び消毒費用を支援します。

- 対象者 身体障害者手帳（肢体不自由）1級・2級の方
- 支給額 年間6,000円（6ヶ月ごとに年2回）の利用券を支給します
※利用料金との差額は利用者負担となります。

お問い合わせ 南砺市福祉課（障害福祉係） TEL：0763-23-2009

(14) 訪問理美容事業

在宅の重度身体障がい者の方で理美容院へ行くことが困難な場合に、居宅を訪問し、散髪、整髪その他付随する可能な理美容サービスを行います。

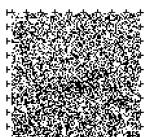
- 対象者 ①身体障害者手帳（下肢・体幹機能障がい）1級・2級の方
②療育手帳Aの方
- 支給額 1ヶ月当たり2,500円（6ヶ月ごとに年2回）の利用券を助成します。
※利用料金との差額は利用者負担となります。

お問い合わせ 南砺市福祉課（障害福祉係） TEL：0763-23-2009

(15) 地域活動支援センター事業

生活訓練や交流の場を通じて、自立した生活や社会参加の促進を図ります。

お問い合わせ 南砺市福祉課（障害福祉係） TEL：0763-23-2009



(16) 緊急通報体制整備事業

重度身体障がいの方が日常生活における不安を解消するため、24時間通報の可能な機器を貸与し、緊急時の連絡を行います。

- 対象者 身体障害者手帳1級・2級の障がい者のみの世帯の方

- 利用料 月額410円

お問い合わせ 南砺市地域包括ケア課（長寿介護係） TEL：0763-23-2034

(17) 除雪支援事業

ひとり暮らしで、自力で除雪（屋根雪及び降ろしたときの周辺の雪）が困難な重度身体障がいの方に対し、冬期間における生活の安定を図るため、除雪に要する経費を助成します。

- 対象者 ひとり暮らしの身体障害者手帳1級・2級の障がい者世帯の方

ただし、世帯全員が申請年度（4～6月申請は前年度）に市県民税所得割非課税の世帯に限る

- 助成額 1回あたり10,000円を上限とし、1冬期間あたり2回まで

（ただし山間過疎地域振興条例対象集落の方は4回まで）

お問い合わせ 南砺市地域包括ケア課（長寿介護係） TEL：0763-23-2034

(18) 軽度生活支援事業

在宅で生活する重度身体障がいの方に対して、家の周りの手入れや軽易な日常生活上の援助を行います。

対象作業

- | | |
|--------------------|------------|
| ・庭木の伐採（剪定除く） | ・庭（家周り）の除草 |
| ・家周りの防備（台風対策） | ・家屋内の整頓、清掃 |
| ・家周りの除雪（屋根雪おろしを除く） | ・障子の張替 |
| ・家屋の雪囲い（樹木は除く） | |

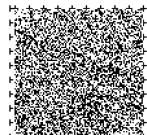
- 対象者 身体障害者手帳1級・2級の障がい者のみ世帯の方

ただし、世帯全員が申請年度（4～6月申請は前年度）に市県民税所得割非課税の世帯に限る

- 助成額 経費の1/2（機械代・材料費は対象外）

限度額：年間10,000円（山間過疎地域振興条例対象集落の方は20,000円）

お問い合わせ 南砺市地域包括ケア課（長寿介護係） TEL：0763-23-2034



8. その他福祉制度

(1) 選挙と投票

①郵便等による不在者投票

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳もしくは戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次のような障がいのある方（○印の該当者）または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています。

投票する際は「郵便等投票証明書」が必要となりますので事前に申請してください。なお、郵便等投票証明書の交付の手続には時間をお時間を要します。郵便等投票証明書の申請は、選挙期間中に限らずいつでも受け付けていますので、お早めの申請をお願いします。

| 身体 障 害 者 手 帳 | 障がい内容 | 障がい程度 | | | 備 考 |
|-----------------------------|---------------------------|-------|----|----|---|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | |
| | 両下肢、体幹、移動機能の障がい | ○ | ○ | | 手帳の記載内容では該当するかどうかわからないときは、選挙管理委員会にお問い合わせください。 |
| | 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい | ○ | — | ○ | |
| | 免疫、肝臓の障がい | ○ | ○ | ○ | |

※上記の障がい程度等級に該当しない場合でも、障がいの複合などにより、郵便等による不在者投票ができる程度の等級と同等であると富山県知事から認定された場合は、郵便等による不在者投票ができます。

| 戦 傷 病 者 手 帳 | 障がい内容 | 障がい程度 | | | | 備 考 |
|----------------------------|------------------------------|----------|----------|----------|----------|---|
| | | 特別 項症 | 第1 項症 | 第2 項症 | 第3 項症 | |
| | 両下肢、体幹の障がい | ○ | ○ | ○ | | 手帳の記載内容では該当するかどうかわからないときは、選挙管理委員会にお問い合わせください。 |
| | 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい | ○ | ○ | ○ | ○ | |

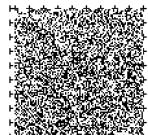
※上記の障がい程度等級に該当しない場合でも、障がいの複合などにより、郵便等による不在者投票ができる程度の等級と同等であると富山県知事から認定された場合は、郵便等による不在者投票ができます。

| | |
|------------|---------------|
| 介護保険の被保険者証 | 要介護状態区分「要介護5」 |
|------------|---------------|

【郵便等投票証明書の有効期間】

| | |
|--------|---|
| 要介護者 | 交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護5の認定の有効期間の末日まで |
| 要介護者以外 | 交付の日から7年間 |

※有効期間を過ぎた場合は、再交付の申請が必要になります。



②郵便等による不在者投票における代理記載制度

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人（前ページ①参照）で、かつ、自ら投票の記載をすることができない者として定められた次のような障がいのある方（○印の該当者）は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有する者に限ります。）に投票に関する記載をさせることができます。

| 身体障害者手帳 | 障がいの内容 | 障がいの程度 | 備 考 |
|---------|-----------|--------|---|
| | | 1級 | |
| | 上肢、視覚の障がい | ○ | 手帳の記載内容では該当するかどうかわからないときは、選挙管理委員会にお問い合わせください。 |

| 戦傷病者手帳 | 障がい内容 | 障がい程度 | | | 備 考 |
|--------|-----------|-------|------|------|---|
| | | 特別項症 | 第1項症 | 第2項症 | |
| | 上肢、視覚の障がい | ○ | ○ | ○ | 手帳の記載内容では該当するかどうかわからないときは、選挙管理委員会にお問い合わせください。 |

※上肢、視覚の障がいが1級または特別項症、第1項症、第2項症であっても、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人（前ページ①参照）でなければ、代理記載制度によっても郵便等での投票を行うことはできません。

※郵便等による不在者投票ができる選挙人のうち、上記の障がい程度等級に該当しない場合でも、障害の複合などにより、代理記載制度による郵便等での投票ができる程度の等級と同等であると富山県知事から認定された場合は、代理記載制度による郵便等での投票ができます。

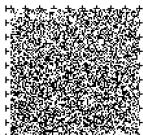
③点字投票

投票所で点字での投票をしようとする場合は、投票管理者にその旨を申し立ててください。投票用紙に点字投票である旨の表示をした投票用紙が交付されます。

④代理投票

身体の障がい等により、投票所で自ら投票用紙に候補者の氏名等を記載することができない場合には、その選挙人に代わって投票所の職員が投票用紙に記載することができます。代理投票を希望する場合は、投票管理者にその旨を申し出てください。

お問い合わせ 南砺市総務課 選挙管理委員会事務局 TEL : 0763 - 23 - 2003



(2) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助

身体障害者手帳交付の対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、言語の習得や社会性の向上を図るために、補聴器の購入費を補助します。購入前の申請が必要です。

●対象者・・・以下の要件の全てに該当する方

- (1) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方
- (2) 両耳の聴力レベルが、原則として30dB以上70dB未満で
身体障害者手帳交付の対象とならない方（補装具費の支給の対象とならない方）
※ただし市民税所得割46万円以上の方がいる場合、補助金交付対象外となります。

●対象経費

- (1) 新たに補聴器を購入する経費
- (2) 耐用年数（補聴システムを除いて、原則5年）経過後に補聴器を更新する経費

●補助額・・・補聴器購入費の3分の2、ただし1,000円未満切捨。

（補聴器の種類ごとに基準価格があります。）

●申請に必要なもの

- ①指定医師の診断書
- ②見積書
- ③マイナンバーの分かるものと本人確認書類

お問い合わせ 南砺市福祉課（障害福祉係） TEL：0763-23-2009

(3) 人工内耳用電池購入費補助

人工内耳を装用する障がい児に対して、障がい児の聴覚、言語の発達支援及び経済的な負担の軽減を図るために、人工内耳用電池の購入費用を補助します。

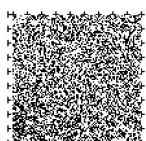
●対象者・・・以下の要件の全てに該当する方

- (1) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方
- (2) 身体障害者手帳（聴覚障がい）の交付を受けている方で、
人工内耳を装用している方

●対象経費・・・人工内耳用の空気電池、乾電池又は充電池の購入費用

●補助額・・・1年度につき1回限り、電池の購入に要した額（限度額：10,000円）

お問い合わせ 南砺市福祉課（障害福祉係） TEL：0763-23-2009



(4) 車椅子の貸し出し

一時的に必要な方に短期間の貸出しを行っています。身体障害者手帳を持たない方にもお貸ししています。在庫の有無を事前に電話でご確認ください。

お問い合わせ 南砺市社会福祉協議会 TEL : 0763 - 82 - 0906

(5) 身体障害者補助犬の育成

視覚障がい、肢体不自由又は聴覚障がいにより、日常生活に著しい障がいのある身体障がい者の自立と就労等社会活動への参加を促進するため、盲導犬・介助犬・聴導犬を育成し、貸与します。

お問い合わせ

介助犬・聴導犬…富山県 障害福祉課 TEL : 076 - 444 - 3213

盲導犬…富山県視覚障害者協会 TEL : 076 - 425 - 6761

(6) 点字図書館

点字・録音資料の製作・閲覧・貸出し等を行っています。

お問い合わせ 富山県視覚障害者協会 TEL : 076 - 425 - 6761

(7) 障がい者のための就職援助

就労を目指す障がい者を対象に、相談や職業訓練を行っています。訓練期間中の生活の安定を図ることを目的とした基本手当、技能習得手当等が支給される場合があります。

障がい者を雇用する事業主に対して、障害者試行雇用（トライアル雇用）、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援、職場適応訓練、各種助成金等の支援制度があります。

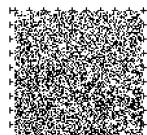
お問い合わせ 砺波公共職業安定所（ハローワーク砺波） TEL : 0763 - 32 - 2914

(8) 駐車禁止の除外指定

障がいの方自らが運転する場合または家族などの運転に同乗する場合に、駐車禁止の対象から除外される場合があります。詳細は、警察署にご確認ください。

●対象者 身体障害者手帳をお持ちの方で、歩行が困難な方

お問い合わせ 南砺警察署 TEL : 0763 - 52 - 0110



(9) 電話リレーサービス

電話リレーサービスは、聴覚や発話に困難のある人（きこえない人）と、きこえる人（聴覚障がい者等以外の人）との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながることができるサービスです。きこえない人が利用する場合には、事前登録が必要です。

●利用料金（通話料）

利用には、月額料あり、月額料なしのいずれかの料金体系をお選びください。

| | 月額料 | 通話料（固定電話着） | 通話料（携帯電話着） |
|--------------|------------------------|----------------------|--------------------|
| 月額料なし プラン | 無料 | 16.5 円/分 税抜き 15 円 | 44 円/分 税抜き 40 円 |
| 月額料あり プラン | 178.2 円/月 税抜き 162 円 | 5.5 円/分 税抜き 5 円 | 33 円/分 税抜き 30 円 |

※緊急通報、フリーダイヤルは無料です。ナビダイヤル（0570）はプランに関わらず 30 円/分です。

※通話料は発信にかかるものです。「通訳」および「音声を文字にする」料金の負担はありません。

(10) 文字表示電話サービス（ヨメテル）

令和7年1月より、これまでの電話リレーサービスに加え、利用者が自身の声で相手先に伝え、相手先の声を文字で読むことを可能にする「文字表示電話サービス（ヨメテル）」が開始となりました。このサービスは、難聴や中途失聴などにより、自分の声で話すことはできるが、電話で相手先の声が聞こえにくいことがある人の電話によるコミュニケーションを実現するものです。きこえにくい人がヨメテルを利用するには事前登録が必要です。

●利用料金（通話料）

電話リレーサービスの利用料金をご参照ください。

お問い合わせ

①総務省（電気通信消費者相談センター） TEL：03-5253-5900

②電話リレーサービス・カスタマーセンター

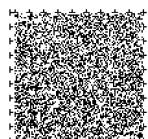
メール/手話・文字チャット：<https://www.nftrs.or.jp/contact/>

TEL：03-6275-0912 FAX：03-6275-0913

③ヨメテル・カスタマーセンター

メール/文字チャット/ビデオ通話：<https://www.yometel.jp/contact>

TEL：0120-328-123



(11) ネット119

NET119緊急通報システムを用いることで、聴覚や発話等に障がいのある方が携帯電話・スマートフォンを使い、素早く通報することができます。

●対象者

砺波市、小矢部市、南砺市内に在住、又は在勤・在学で音声による通報が困難な方



ご利用には、事前登録が必要です。申請書は、お近くの消防署、市役所、または砺波地域消防組合消防本部のホームページからダウンロード可能です。申請書兼同意書及び登録する携帯電話・スマートフォンをご持参し、砺波地域消防組合消防本部窓口まで申請ください。

お問い合わせ 砧波地域消防組合消防本部 TEL : 0763 - 32 - 4957

(12) 南砺市避難行動要支援者登録

災害が発生した時など、一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯、障がいのある方など、避難に手助け（援護）を必要とする方に対して、管内消防署、管内警察署、地域づくり協議会（自主防災組織）、自治会・町内会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、その他避難支援等の実施に携わる関係者など、地域が連携して支援をしていく仕組みです。

地域における支援を希望され、支援を受けるために必要な個人情報を避難支援等関係者に提供することに同意される方の名簿への登録を行います。なお、この情報は目的以外のことには一切使用しません。

毎年4月1日の基準日で新たに対象となった方等に登録申請書を福祉課から郵送しています。既に登録申請をされている方には、登録現況票にて登録内容の確認をお願いしています。

○対象者（施設・病院に入所入院されている方は対象になりません。）

（1）ひとり暮らしの高齢者（75歳以上）

（2）高齢者のみの世帯（75歳以上）

（3）介護保険要介護3以上の方

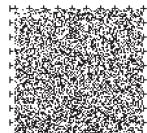
（4）障がいのある方

- ①身体障害者手帳：1・2級の方（障害部位問わず）
下肢・体幹機能障がい3級の方
- ②精神障害者保健福祉手帳：1級の方
- ③療育手帳：Aの方

（5）難病患者の方（特定疾患医療受給者証の交付を受けている方）

（6）上記以外でその他支援が必要な方

お問い合わせ 南砺市福祉課（社会福祉係） TEL : 0763 - 23 - 2009



(13) 福祉避難所

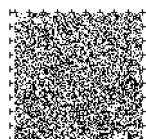
福祉避難所とは、災害時の避難者のうち、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする方を受け入れる避難所です。

居宅や避難所において生活することが困難な場合は、指定された福祉避難所（高齢者施設、障がい者施設）への緊急避難を行います。

現在、南砺市では、福祉避難所として12箇所の施設と協定を締結しています。

| 地域 | 施設名 | 所在地・電話番号 等 |
|----|------------------|--|
| 城端 | 特別養護老人ホーム きらら | 南砺市理休 247 番地 1 TEL 0763-62-2323 |
| 城端 | 介護老人保健施設 城端うらら | 南砺市理休 270 番地 TEL 0763-62-8111 |
| 井波 | 特別養護老人ホーム いなみ | 南砺市井波 1310 番地 1 TEL 0763-82-7040 |
| 井波 | マーシ園 八乙女 | 南砺市谷 142 番地 TEL 0763-82-0490 |
| 井波 | マーシ園 ホーム風の谷 | 南砺市谷 180 番地 3 TEL 0763-82-1173 |
| 井波 | 養護老人ホーム 楽寿荘 | 南砺市井波 2200 番地 TEL 0763-82-2003 |
| 井口 | 障害者支援施設 花椿 | 南砺市蛇喰 1302 番地 TEL 0763-64-8880 |
| 福野 | 特別養護老人ホーム 福寿園 | 南砺市松原 678 番地 1 TEL 0763-22-3556 |
| 福野 | マーシ園 ホームふくの実 | 南砺市福野 1736 番地 1 TEL 0763-55-6702 |
| 福野 | ホーム柴田屋 | 南砺市柴田屋 105 番地 5 TEL 0763-22-1089 |
| 福光 | 特別養護老人ホーム やすらぎ | 南砺市天池 1570 番地 TEL 0763-52-6166 |
| 福光 | 介護老人保健施設 菊の園・なんと | 南砺市天池字二番野島 1555 番地 3 TEL 0763-52-0050 |

お問い合わせ 南砺市福祉課（社会福祉係） TEL：0763-23-2009



(14) 富山県ゆずりあいパーキング利用証制度（障害者等専用駐車場）

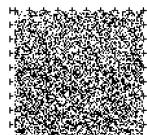
歩行の困難な方が障害者等用駐車場を円滑に優先利用できるように、公共施設や商業施設に協力駐車区画を設置・表示していただきます。制度対象者であることを示す利用証を発行します。

| 区分 | 対象要件 | | 確認書類 |
|---------|--|---------|-----------------|
| 身体障がい者 | 視覚障がい | 1級～4級の方 | 身体障害者手帳 |
| | 聴覚障がい | 1級～3級の方 | |
| | 平衡機能障がい | 1級～5級の方 | |
| | 肢 体 不 自 由 | 上肢 | |
| | 下肢 | 1級～2級の方 | |
| | 体幹 | 1級～6級の方 | |
| | 脳原性運動 | 上肢機能 | |
| | 機能障がい | 移動機能 | |
| | 心臓機能障がい | 1級～5級の方 | |
| | じん臓機能障がい | 1級～2級の方 | |
| | 呼吸器機能障がい | 1級～6級の方 | |
| | ぼうこう又は 直腸機能障がい | 1級～4級の方 | |
| | 小腸機能障がい | 1級～4級の方 | |
| | 肝臓機能障がい | 1級～4級の方 | |
| | HIVによる免疫機能障がい | 1級～4級の方 | |
| 知的機能障がい | 療育手帳程度Aの方 | | 療育手帳 |
| 精神障がい | 精神障害者保健福祉手帳 1級・2級の方 | | 精神障害者 保健福祉手帳 |
| 難病患者 | 特定医療費（指定難病）受給者 特定疾患医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者 | | 受給者証 |
| 高齢者等 | 介護保険の要介護状態区分が 要介護1～5の方 | | 介護保険 被保険者証 |
| 妊産婦 | 母子健康手帳を取得してから産後1年までの方 多胎の場合、母子健康手帳を取得してから産後3年までの方 | | 母子健康手帳 |
| その他 | けが又は病気等により歩行が困難であることが診断書等により確認できる方 | | 医師の診断書 |

●申請窓口

- ①地域包括ケアセンター 南砺市北川166番地1
- ②ふくし総合窓口 南砺市荒木1550番地
- ③福光保健センター（妊産婦のみ） 南砺市梅野2007番地（公立南砺中央病院3階）

お問い合わせ 富山県厚生部厚生企画課 TEL: 076-444-3197



(15) 成年後見制度

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方を法律面や生活面（財産管理や介護、福祉サービスを利用するための手続き等）で保護したり、支援したりする制度です。

●申立てできる方

本人、配偶者、四親等以内の親族等

※申立てを行う親族等がいないなどの理由により、申立てができない場合は、必要に応じて市長が申立てを行うこともできます。

◎成年後見に関する相談や問い合わせ先

・吳西地区成年後見センター

住所：高岡市清水町1-7-30

高岡市社会福祉協議会館2階

TEL：0766-92-0810

FAX：0766-26-2379

受付時間：月～金曜日 8:30～17:15

（祝日、年末年始はお休みです。）

※市民後見人の研修も行っています。



・特定非営利活動法人 となみ野後見福祉会

住所：小矢部市綾子5596番地

TEL：0766-68-3828

FAX：0766-73-7772

※市民後見人の研修も行っています。

お問い合わせ

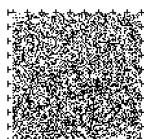
・障がいによるもの・・・南砺市福祉課（障害福祉係） TEL：0763-23-2009

・高齢によるもの・・・南砺市地域包括ケア課（地域包括支援センター）

TEL：0763-23-2034

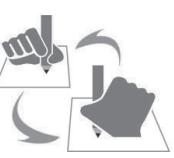
(16) 成年後見制度利用支援事業

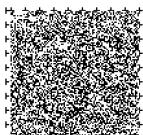
成年後見制度の利用に当たって、身寄りがなく申立てをする親族がいない場合、親族に代わり市長が申立てを行います。市長申立てに必要な経費や、審判申立に要する費用及び、成年後見人等への報酬について、負担できないと認められる高齢者、知的障がい者、精神障がい者について、経費の一部を市が助成しています。



参考資料

(1) 障がいに関するマークについて

| 身体障害者標識 | 聴覚障害者標識 | 障がい者のための国際シンボルマーク | 視覚障がい者のための国際シンボルマーク |
|--|--|---|--|
|  |  |  |  |
| 肢体不自由を理由に免許に条件が付されている方が運転する車に表示するマーク。 | 聴覚障がいを理由に免許に条件が付されている方が運転する車に表示するマーク。 | 障がい者が利用できる建物、施設であることを表す世界共通シンボルマーク。 | 信号機や点字郵便物・書籍などで身近に見かけられる視覚障がい者のための世界共通シンボルマーク。 |
| 耳マーク  | ほじょ犬マーク  | オストメイトマーク  | ハートプラスマーク  |
| 聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。 | 補助犬などの身体障がい者補助犬同伴を啓発するマーク。 | 人工肛門・人工膀胱を造設している方（オストメイト）のための設備があることを表すマーク。 | 「身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいがある方」を表しています。 |
| 障害者雇用支援マーク  | 白杖 SOS シグナル普及啓発シンボルマーク  | 手話マーク、筆談マーク  手話を必要としている人を対象としたマーク。  | ヘルプマーク  |
| 障がい者の在宅就労支援などを認めた企業、団体に対して付与される認定マーク。 | 視覚障がい者が困った時に周囲の人にサポートを求めるシグナルを表すシンボルマーク。 | 筆談を必要としている人を対象としたマーク。 | 外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマーク。 |



障害福祉サービス事業者一覧（砺波市・小矢部市・南砺市）

令和7年4月1日現在
砺波圏域障害者基幹相談支援センター作成

○基幹相談支援事業者（地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務を関係機関との連携を図りながら行います）

| 事業所名 | 事業所所在地 | 事業所連絡先 | 運営主体 |
|-------------------|------------------------------------|------------------|--------------------------------|
| 砺波圏域障害者基幹相談支援センター | 〒939-1386 砧波市幸町1-7 (富山県砺波総合庁舎内) | TEL 0763-33-6252 | FAX 0763-33-6275 社会福祉法人 溪明会 |

○指定一般相談支援事業者（総合的な相談、入所施設等からの地域移行の支援、居宅で生活している障害者の対応等の相談支援を行います）

| 事業所名 | 事業所所在地 | 事業所連絡先 | 運営主体 |
|-----------------|------------------------------------|------------------|--|
| 障がい者サポートセンターきらり | 〒939-1386 砧波市幸町1-7 (富山県砺波総合庁舎内) | TEL 0763-33-1552 | FAX 0763-55-6625 社会福祉法人 溪明会 |
| 地域活動支援センターとなみ野 | 〒939-1379 砧波市出町中央13-1 | TEL 0763-23-6540 | FAX 0763-23-6541 社会福祉法人 たびだちの会 |
| 地域活動支援センターひまわり | 〒932-0836 小矢部市埴生1476 | TEL 0766-67-7340 | FAX 0766-67-7341 社会福祉法人 黎明の郷 |
| わくわく小矢部相談支援事業所 | 〒932-0044 小矢部市新富町4-1 | TEL 0766-67-5360 | FAX 0766-67-5365 特定非営利活動法人 わくわく小矢部 |
| 相談支援センターあい | 〒939-1531 南砺市院林82-1 | TEL 0763-22-3535 | FAX 0763-22-3350 社会福祉法人 マーシ園 |

○指定特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者

（総合的な相談、障害福祉サービス等の利用に関するサービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成などの相談支援を行います）

| 事業所名 | 事業所所在地 | 事業所連絡先 | 運営主体 | 者 | 児 |
|-----------------|------------------------------------|------------------|--|---|---|
| 障がい者サポートセンターきらり | 〒939-1386 砧波市幸町1-7 (富山県砺波総合庁舎内) | TEL 0763-33-1552 | FAX 0763-55-6625 社会福祉法人 溪明会 | ○ | ○ |
| 地域活動支援センターとなみ野 | 〒939-1379 砧波市出町中央13-1 | TEL 0763-23-6540 | FAX 0763-23-6541 社会福祉法人 たびだちの会 | ○ | ○ |
| 聚楽サンガ:休止中 | 〒939-1348 砧波市東中171 | TEL 0763-32-1882 | FAX 0763-32-1892 宗教法人 善福寺 | ○ | ○ |
| 地域生活支援センターすまいる | 〒932-0833 小矢部市綾子5596 | TEL 0766-68-3820 | FAX 0766-68-3821 社会福祉法人 手をつなぐとなみ野 | ○ | |
| 地域活動支援センターひまわり | 〒932-0836 小矢部市埴生1476 | TEL 0766-67-7340 | FAX 0766-67-7341 社会福祉法人 黎明の郷 | ○ | ○ |
| わくわく小矢部相談支援事業所 | 〒932-0044 小矢部市新富町4-1 | TEL 0766-67-5360 | FAX 0766-67-5365 特定非営利活動法人 わくわく小矢部 | ○ | ○ |
| 相談支援センターあい | 〒939-1531 南砺市院林82-1 | TEL 0763-22-3535 | FAX 0763-22-3350 社会福祉法人 マーシ園 | ○ | ○ |
| わらび学園 | 〒939-1561 南砺市福野87-8 | TEL 0763-22-6055 | FAX 0763-22-6011 社会福祉法人 わらび学園 | | ○ |

○居宅介護・重度訪問介護（自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います）

重 :重度訪問介護

| 事業所名 | 事業所所在地 | 事業所連絡先 | 運営主体 | 【基】契約市 |
|-------------------------|--------------------------------|------------------|---|---------|
| ニチイケアセンター砺波 重 | 〒939-1363 砧波市太郎丸1丁目8-12 | TEL 0763-34-7261 | FAX 0763-34-7263 株式会社 ニチイ学館 | / / / / |
| ニチイケアセンター石丸 重 | 〒939-1301 砧波市石丸401 | TEL 0763-34-1020 | FAX 0763-34-1021 株式会社 ニチイ学館 | / / / / |
| ニチイケアセンター庄川 重 | 〒932-0315 砧波市庄川町示野121 | TEL 0763-82-8588 | FAX 0763-82-2042 株式会社 ニチイ学館 | / / / / |
| 砺波市ヘルバーステーション 重 | 〒939-1398 砧波市栄町7-3 | TEL 0763-33-1111 | FAX 0763-33-7622 砺波市(高齢介護課) | / / / / |
| ものがたりホームヘルバーステーション 重 | 〒939-1315 砧波市太田1382 | TEL 0763-55-6200 | FAX 0763-34-0103 医療法人社団 ナラティブホーム | / / / / |
| JAIいなば福祉支援センター 重 | 〒932-0102 小矢部市水島680 | TEL 0766-61-3737 | FAX 0766-61-2276 いなば農業協同組合 | / / / / |
| 小矢部市社協ホームヘルプセンター 重 | 〒932-0821 小矢部市鷺島15 | TEL 0766-67-8613 | FAX 0766-67-4896 社会福祉法人 小矢部市社会福祉協議会 | / / / / |
| 南砺市井波ホームヘルプステーション 重 | 〒932-0211 南砺市井波938 | TEL 0763-82-0524 | FAX 0763-82-7776 南砺市(地域包括ケア課) | / / / / |
| マーシ園ヘルバーステーション 重 | 〒939-1507 南砺市二日町1331-45 | TEL 0763-55-6702 | FAX 0763-55-6362 社会福祉法人 マーシ園 | / / / / |
| 旅川ホームヘルプサービス事業所 重 | 〒939-1531 南砺市院林92-1 | TEL 0763-22-6548 | FAX 0763-22-7569 社会福祉法人 福寿会 | / / / / |
| ニチイケアセンター南砺 重 | 〒939-1624 南砺市八幡13-1 | TEL 0763-52-8086 | FAX 0763-52-1716 株式会社 ニチイ学館 | / / / / |
| ニチイケアセンター福野 重 | 〒939-1576 南砺市やかた105 FCCEル1F | TEL 0763-22-8003 | FAX 0763-22-3305 株式会社 ニチイ学館 | / / / / |
| ふく満ホームヘルプサービス事業所 重 | 〒939-1662 南砺市福光1045 | TEL 0763-53-0055 | FAX 0763-53-1131 社会福祉法人 福寿会 | / / / / |
| JA福光ふれあいセンター | 〒939-1662 南砺市福光1192 | TEL 0763-52-2621 | FAX 0763-52-8760 福光農業協同組合 | / / / / |
| となみケアサービス 重 | 〒939-1844 南砺市野口191-1 | TEL 0763-62-3777 | FAX 0763-62-3774 (株)キャリアマッチングシステム富山 | / / / / |
| 【基】南砺市五箇山ホームヘルプステーション 重 | 〒939-2511 南砺市利賀村百瀬川313 | TEL 0763-68-2316 | FAX 0763-68-2866 社会福祉法人 南砺市社会福祉協議会 | × × 南 |

○同行援護（重度の視覚障害者が外出するときに、移動に必要な情報の提供や移動の支援、掛け声、食事の介護等を行います）

| 事業所名 | 事業所所在地 | 事業所連絡先 | | 運営主体 |
|------------------|-------------------------|------------------|------------------|-------------|
| ニチイケアセンター砺波 | 〒939-1363 砺波市太郎丸1丁目8-12 | TEL 0763-34-7261 | FAX 0763-34-7263 | 株式会社 ニチイ学館 |
| マーシ園ヘルパーステーション | 〒939-1507 南砺市二日町1331-45 | TEL 0763-55-6702 | FAX 0763-55-6362 | 社会福祉法人 マーシ園 |
| ふく満ホームヘルプサービス事業所 | 〒939-1662 南砺市福光1045 | TEL 0763-53-0055 | FAX 0763-53-1131 | 社会福祉法人 福寿会 |

○行動援護（自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います）

| 事業所名 | 事業所所在地 | 事業所連絡先 | | 運営主体 | 【基】契約市 |
|-----------------------|------------------------|------------------|------------------|-------------------|--------|
| 【基】南砺市五箇山ホームヘルプステーション | 〒939-2511 南砺市利賀村百瀬川313 | TEL 0763-68-2316 | FAX 0763-68-2866 | 社会福祉法人 南砺市社会福祉協議会 | × × 南 |

○障害児等療育支援事業（障害児等の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図ります）

| 事業所名 | 事業所所在地 | 事業所連絡先 | | 運営主体 |
|-----------------|------------------------------------|------------------|------------------|------------|
| 障がい者サポートセンターきらり | 〒939-1386 砺波市幸町1-7 (富山県砺波総合庁舎内) | TEL 0763-33-1552 | FAX 0763-55-6625 | 社会福祉法人 溪明会 |

○児童発達支援（障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います）

| 事業所名 | 事業所所在地 | 事業所連絡先 | | 運営主体 | 【基】契約市 |
|----------------------------|---------------------------------------|------------------|------------------|----------------------|--------|
| オンライン砺波A(旧オンライン2.0) | 〒939-1363 砺波市太郎丸三丁目98-1 太郎丸スクエアD号室 | TEL 0763-55-6490 | FAX 0763-55-6472 | 株式会社 マルチビジョン | ✓✓✓ |
| つくしの家となみ | 〒932-0314 砺波市庄川町青島645 | TEL 0763-23-4265 | FAX 0763-23-4267 | 株式会社 つくし工房 | ✓✓✓ |
| 【基】デイサービスしょうずんだ | 〒932-0305 砺波市庄川町金屋2833-1 | TEL 0763-82-7667 | FAX 0763-82-7668 | NPO法人 まま | × 小 南 |
| 【基】砺波地域福祉事業所 大空と大地のぼびー村 | 〒939-1406 砺波市宮森461 | TEL 0763-37-2280 | FAX 0763-37-2281 | 労働者協同組合労協センター事業団 | 砺 × × |
| AIJYU松沢 | 〒932-0821 小矢部市鷺島173-1 | TEL 0766-68-0182 | FAX 0766-68-2173 | 株式会社 ドリーム愛寿 | ✓✓✓ |
| 【基】デイサービスわくわく小矢部 | 〒932-0044 小矢部市新富町4-1 | TEL 0766-67-5360 | FAX 0766-67-5365 | 特定非営利活動法人 わくわく小矢部 | × 小 南 |
| わらび学園 | 〒939-1561 南砺市福野87-8 | TEL 0763-22-6055 | FAX 0763-22-6011 | 社会福祉法人 わらび学園 | ✓✓✓ |
| ステップ・バイ・ステップ福光店 | 〒939-1732 南砺市荒木1333-1 | TEL 0763-58-5789 | FAX 0763-58-5779 | 株式会社 サード・プレイス | ✓✓✓ |

○放課後等デイサービス（就学している障害児に、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います）

| 事業所名 | 事業所所在地 | 事業所連絡先 | | 運営主体 | 【基】契約市 |
|------------------------------|---------------------------------------|------------------|------------------|----------------------|--------|
| 放課後等デイサービス事業所 きつづるーむクローバー | 〒939-1312 砺波市東開発247-4 | TEL 0763-58-5540 | FAX 0763-58-5540 | 社会福祉法人 溪明会 | ✓✓✓ |
| ここいろ | 〒939-1355 砺波市杉木4丁目75 74ビル2号室 | TEL 0763-58-5365 | FAX 0763-58-5366 | 合同会社 燐 | ✓✓✓ |
| つくしの家となみ | 〒932-0314 砺波市庄川町青島645 | TEL 0763-23-4265 | FAX 0763-23-4267 | 株式会社 つくし工房 | ✓✓✓ |
| オンライン砺波A(旧オンライン2.0) | 〒939-1363 砺波市太郎丸三丁目98-1 太郎丸スクエアD号室 | TEL 0763-55-6490 | FAX 0763-55-6472 | 株式会社 マルチビジョン | ✓✓✓ |
| オンライン砺波B | 〒939-1363 砺波市太郎丸三丁目98-1 太郎丸スクエアD号室 | TEL 0763-55-6470 | FAX 0763-55-6472 | 株式会社 マルチビジョン | ✓✓✓ |
| オンライン砺波C(旧オンライン砺波) | 〒939-1364 砺波市豊町一丁目8-10 ファミール壹番館1-1 | TEL 0763-23-5011 | FAX 0763-23-5012 | 株式会社 マルチビジョン | ✓✓✓ |
| 【共】ゆたか町の家 | 〒939-1364 砺波市豊町二丁目13-6 | TEL 0763-33-1470 | FAX 0763-33-1470 | エスエイチ株式会社 | ✓✓✓ |
| 【共】一期縁(旧 東石丸の家) | 〒939-1302 砺波市東石丸30-31 | TEL 0763-55-6431 | FAX 0763-55-6432 | ソーシャルサポートYM株式会社 | ✓✓✓ |
| 【基】やなせ苑デイサービスセンター | 〒939-1313 砺波市柳瀬3 | TEL 0763-32-3050 | FAX 0763-32-6543 | 社会福祉法人 砺波福祉会 | 砺 × × |
| 【基】砺波市庄東ディサービスセンター | 〒939-1438 砺波市安川297 | TEL 0763-37-2161 | FAX 0763-37-1526 | 社会福祉法人 砺波福祉会 | 砺 × × |
| 【基】砺波市南部ディサービスセンター | 〒939-1333 砺波市苗加824-1 | TEL 0763-32-7295 | FAX 0763-32-7296 | 社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会 | 砺 × 南 |
| 【基】砺波市北部ディサービスセンター | 〒939-1345 砺波市林1202 | TEL 0763-33-3082 | FAX 0763-33-3182 | 社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会 | 砺 × × |
| 【基】(宗)善福寺デイサービス聚楽 | 〒939-1348 砺波市東中171 | TEL 0763-32-1882 | FAX 0763-32-1892 | 宗教法人 善福寺 | 砺 小 × |
| 【基】砺波地域福祉事業所 大空と大地のぼびー村 | 〒939-1406 砺波市宮森461 | TEL 0763-37-2280 | FAX 0763-37-2281 | 労働者協同組合労協センター事業団 | 砺 × × |
| 【基】デイサービスしょうずんだ | 〒932-0305 砺波市庄川町金屋2833-1 | TEL 0763-82-7667 | FAX 0763-82-7668 | NPO法人 まま | 砺 小 南 |
| 【基】デイサービスいろり | 〒939-1327 砺波市五郎丸333 | TEL 0763-32-2369 | FAX 0763-32-2369 | 株式会社 いろり | 砺 × 南 |
| 放課後等デイサービス事業所 きつづるーむこごみ | 〒932-0053 小矢部市石動町18-11 | TEL 0766-50-8137 | FAX 0766-50-8131 | 社会福祉法人 溪明会 | ✓✓✓ |
| AIJYU松沢 | 〒932-0821 小矢部市鷺島173-1 | TEL 0766-68-0182 | FAX 0766-68-2173 | 株式会社 ドリーム愛寿 | ✓✓✓ |
| 【基】デイサービスわくわく小矢部 | 〒932-0044 小矢部市新富町4-1 | TEL 0766-67-5360 | FAX 0766-67-5365 | 特定非営利活動法人 わくわく小矢部 | 砺 小 南 |
| ステップ・バイ・ステップ | 〒939-1724 南砺市梅野東野島2077-1 | TEL 0763-55-6708 | FAX 0763-55-6606 | 株式会社 サード・プレイス | ✓✓✓ |
| ステップ・バイ・ステップ福光店 | 〒939-1732 南砺市荒木1333-1 | TEL 0763-58-5789 | FAX 0763-58-5779 | 株式会社 サード・プレイス | ✓✓✓ |
| ステップ・バイ・ステップ東太美店 | 〒939-1756 南砺市土生新256 | TEL 0763-58-5560 | FAX 0763-58-5561 | 株式会社 サード・プレイス | ✓✓✓ |
| ここいろなんと | 〒939-1568 南砺市福野87-10 | TEL 0763-77-3922 | FAX 0763-58-5365 | 合同会社 燐 | ✓✓✓ |
| 【基】マーシ園木の香 | 〒932-0242 南砺市谷142 | TEL 0763-82-6000 | FAX 0763-82-6029 | 社会福祉法人 マーシ園 | 砺 × 南 |

○保育所等訪問支援（保育所等を利用している障害のある児童が、保育所等における集団生活へ適応するために専門的な支援を行います）

| 事業所名 | 事業所所在地 | 事業所連絡先 | 運営主体 |
|-------|---------------------|------------------|-------------------------------|
| わらび学園 | 〒939-1561 南砺市福野87-8 | TEL 0763-22-6055 | FAX 0763-22-6011 社会福祉法人 わらび学園 |

○福祉型障害児入所施設（障害のある児童を入所させて保護し、日常生活の指導や自立に必要な知能、技能習得の支援を行います）

| 事業所名 | 事業所所在地 | 事業所連絡先 | 運営主体 |
|----------|---------------------|------------------|----------------------|
| 富山県立砺波学園 | 〒939-1436 砺波市福山1164 | TEL 0763-37-0157 | FAX 0763-37-1522 富山県 |

○短期入所（自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います）

| 事業所名 | 事業所所在地 | 事業所連絡先 | 運営主体 |
|----------------------------|------------------------|------------------|------------------------------|
| 富山県立砺波学園 | 〒939-1436 砺波市福山1164 | TEL 0763-37-0157 | FAX 0763-37-1522 富山県 |
| 【共】ゆたか町の家 | 〒939-1364 砺波市豊町二丁目13-6 | TEL 0763-33-1470 | FAX 0763-33-1470 エスエイチ株式会社 |
| CH-5グループホームCHance | 〒939-1337 砺波市神島101-2 | TEL 0763-33-6880 | FAX 0763-33-6881 株式会社 CH-5 |
| 障害者支援施設 渓明園からまつ、渓明園あすなろ | 〒932-0065 小矢部市論田8 | TEL 0766-68-0363 | FAX 0766-68-1643 社会福祉法人 渓明会 |
| 日中サービス支援型ホームこごみ | 〒932-0053 小矢部市石動町18-11 | TEL 0766-50-8136 | FAX 0766-50-8131 社会福祉法人 渓明会 |
| ショートステイラゴ | 〒932-0044 小矢部市新富町4-1 | TEL 0766-30-5523 | FAX 0766-30-8018 医療法人社団 松風会 |
| マーシ園木の香 | 〒932-0242 南砺市谷142 | TEL 0763-82-6000 | FAX 0763-82-6029 社会福祉法人 マーシ園 |
| 障害者支援施設 花椿あおぞら、花椿きらめき | 〒939-1874 南砺市蛇喰1302 | TEL 0763-64-8880 | FAX 0763-64-8881 社会福祉法人 渓明会 |
| CH-5ホームCHance福野 | 〒939-1521 南砺市苗島4866-1 | TEL 0763-55-6762 | FAX 0763-55-6763 株式会社 CH-5 |

○療養介護（医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います）

| 事業所名 | 事業所所在地 | 事業所連絡先 | 運営主体 |
|------------------|---------------------|------------------|-------------------------------------|
| 独立行政法人国立病院機構北陸病院 | 〒939-1893 南砺市信末5963 | TEL 0763-62-1340 | FAX 0763-62-3460 独立行政法人 国立病院機構 北陸病院 |

○生活介護（常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します）

| 事業所名 | 事業所所在地 | 事業所連絡先 | 運営主体 | 【基】契約市 |
|--------------------------------|---------------------------|------------------|------------------------------------|--------|
| 障害福祉サービス事業 砺波事業所 サポートぶらす | 〒939-1308 砺波市三郎丸184-1 | TEL 0763-32-1717 | FAX 0763-32-1717 社会福祉法人 手をつなぐとなみ野 | / / / |
| つくしの家となみ | 〒932-0314 砺波市庄川町青島645 | TEL 0763-23-4265 | FAX 0763-23-4267 株式会社 つくし工房 | / / / |
| 【共】ゆたか町の家 | 〒939-1364 砺波市豊町二丁目13-6 | TEL 0763-33-1470 | FAX 0763-33-1470 エスエイチ株式会社 | / / / |
| 【基】やなせ苑デイサービスセンター | 〒939-1313 砺波市柳瀬3 | TEL 0763-32-3050 | FAX 0763-32-6543 社会福祉法人 砺波福祉会 | 砺 × × |
| 【基】砺波市庄東デイサービスセンター | 〒939-1438 砺波市安川297 | TEL 0763-37-2161 | FAX 0763-37-1526 社会福祉法人 砺波福祉会 | 砺 × × |
| 【基】ケアポート庄川デイサービスセンター | 〒932-0305 砺波市庄川町金屋字岩黒38-1 | TEL 0763-82-6871 | FAX 0763-82-6862 社会福祉法人 庄川福祉会 | 砺 × × |
| 【基】砺波市南部デイサービスセンター | 〒939-1333 砺波市苗加824-1 | TEL 0763-32-7295 | FAX 0763-32-7296 社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会 | 砺 × 南 |
| 【基】砺波市北部デイサービスセンター | 〒939-1345 砺波市林1202 | TEL 0763-33-3082 | FAX 0763-33-3182 社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会 | 砺 × × |
| 【基】(宗)善福寺デイサービス聚楽 | 〒939-1348 砺波市東中171 | TEL 0763-32-1882 | FAX 0763-32-1892 宗教法人 善福寺 | 砺 小 × |
| 【基】砺波地域福祉事業所 大空と大地のほびー村 | 〒939-1406 砺波市宮森461 | TEL 0763-37-2280 | FAX 0763-37-2281 労働者協同組合労協センター事業団 | 砺 × × |
| 【基】デイサービスしようずんだ | 〒932-0305 砺波市庄川町金屋2833-1 | TEL 0763-82-7667 | FAX 0763-82-7668 NPO法人 まま | 砺 小 南 |
| 【基】デイサービスいろり | 〒939-1327 砺波市五郎丸333 | TEL 0763-32-2369 | FAX 0763-32-2369 株式会社 いろり | 砺 × 南 |
| 【基】デイサービス のぞみリハビリテーションアカデミー | 〒939-1352 砺波市宮丸183-1 | TEL 0763-58-5826 | FAX 0763-58-5827 健生株式会社 | 砺 × × |
| 障害者支援施設 渓明園からまつ、渓明園あすなろ | 〒932-0065 小矢部市論田8 | TEL 0766-68-0363 | FAX 0766-68-1643 社会福祉法人 渓明会 | / / / |
| 多機能型事業所 渓明園めるへん | 〒932-0053 小矢部市石動町18-9 | TEL 0766-67-6521 | FAX 0766-67-6523 社会福祉法人 渓明会 | / / / |
| 【共】共生型デイサービスびーすあけぼの | 〒932-0833 小矢部市綾子5596 | TEL 0766-30-5858 | FAX 0766-30-5106 社会福祉法人 手をつなぐとなみ野 | / / / |
| 【基】デイサービスわくわく小矢部 | 〒932-0044 小矢部市新富町4-1 | TEL 0766-67-5360 | FAX 0766-67-5365 特定非営利活動法人 わくわく小矢部 | 砺 小 南 |
| 【基】リハビリ・デイサービスおやべ | 〒932-0814 小矢部市赤倉207 | TEL 0766-67-2001 | FAX 0766-30-2520 ライフ・クリエイト株式会社 | 砺 小 × |
| 【基】富山型デイサービス城山 | 〒932-0047 小矢部市城山町9-32 | TEL 0766-53-5876 | FAX 0766-53-5877 株式会社 アトマ | × 小 × |
| マーシ園木の香 | 〒932-0242 南砺市谷142 | TEL 0763-82-6000 | FAX 0763-82-6029 社会福祉法人 マーシ園 | / / / |
| マーシ園ハ乙女 | 〒932-0242 南砺市谷142 | TEL 0763-82-0490 | FAX 0763-82-3251 社会福祉法人 マーシ園 | / / / |
| 障害者支援施設 花椿あおぞら、花椿きらめき | 〒939-1874 南砺市蛇喰1302 | TEL 0763-64-8880 | FAX 0763-64-8881 社会福祉法人 渓明会 | / / / |
| 多機能型事業所 花椿かがやき | 〒939-1533 南砺市八塚580-1 | TEL 0763-22-2252 | FAX 0763-22-2205 社会福祉法人 渓明会 | / / / |

| 事業所名 | 事業所所在地 | 事業所連絡先 | | 運営主体 | 【基】契約市 | | |
|--------------------|------------------------|------------------|------------------|----------------------|--------|---|---|
| 【基】デイサービスセンターいなみ | 〒932-0211 南砺市井波1310-1 | TEL 0763-82-7030 | FAX 0763-82-7043 | 社会福祉法人 福寿会 | × | × | 南 |
| 【基】やすらぎ荘デイサービスセンター | 〒939-1744 南砺市天池1570 | TEL 0763-52-7206 | FAX 0763-52-7207 | 社会福祉法人 福寿会 | × | × | 南 |
| 【基】デイサービス母笑夢 | 〒939-1622 南砺市遊部川原53 | TEL 0763-52-7555 | FAX 0763-52-7550 | NPO法人 母笑夢 | × | × | 南 |
| 【基】南砺市利賀デイサービスセンター | 〒939-2511 南砺市利賀村百瀬川313 | TEL 0763-68-2316 | FAX 0763-68-2866 | 社会福祉法人 南砺市社会福祉協議会 | × | × | 南 |
| 【基】南砺市上平デイサービスセンター | 〒939-1968 南砺市上平細島1112 | TEL 0763-67-3003 | FAX 0763-67-3002 | 社会福祉法人 南砺市社会福祉協議会 | × | × | 南 |
| 【基】ケアタウン福野 | 〒939-1552 南砺市柴田屋396-11 | TEL 0763-58-5632 | FAX 0763-58-5362 | 株式会社 ハートフル | × | × | 南 |
| 【基】ふく満デイサービスセンター | 〒939-1662 南砺市福光1045 | TEL 0763-53-0055 | FAX 0763-53-1131 | 社会福祉法人 福寿会 | × | × | 南 |

○施設入所支援（施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います）

| 事業所名 | 事業所所在地 | 事業所連絡先 | | 運営主体 |
|----------------------------|---------------------|------------------|------------------|-------------|
| 障害者支援施設 渓明園からまつ、渓明園あすなろ | 〒932-0065 小矢部市諭田8 | TEL 0766-68-0363 | FAX 0766-68-1643 | 社会福祉法人 溪明会 |
| マーシ園木の香 | 〒932-0242 南砺市谷142 | TEL 0763-82-6000 | FAX 0763-82-6029 | 社会福祉法人 マーシ園 |
| マーシ園ハエ女 | 〒932-0242 南砺市谷142 | TEL 0763-82-0490 | FAX 0763-82-3251 | 社会福祉法人 マーシ園 |
| 障害者支援施設 花椿あおぞら、花椿きらめき | 〒939-1874 南砺市蛇喰1302 | TEL 0763-64-8880 | FAX 0763-64-8881 | 社会福祉法人 溪明会 |

○宿泊型自立訓練施設（居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力向上させるための支援、生活等に関する相談等必要な支援を行います）

| 事業所名 | 事業所所在地 | 事業所連絡先 | | 運営主体 |
|------------------|----------------------|------------------|------------------|------------|
| あすみるーAsmile-:休止中 | 〒939-1315 砺波市太田567-2 | TEL 0763-34-5677 | FAX 0763-33-1340 | 医療法人社団 緑心会 |

○共同生活援助(グループホーム)（夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います）

| 事業所名・施設名 | 所在地 | 運営主体連絡先 | 運営主体 | 介護 包括型 | 外部 利用型 | 日中 支援型 |
|-----------------------------|----------|---|------------------|-----------|-----------|-----------|
| 共同生活援助事業所 ホーム十年明 | 砺波市十年明 | 〒932-0833 小矢部市綾子5598 TEL 0766-68-3822 FAX 0766-68-3822 | 社会福祉法人 手をつなぐとなみ野 | ○ | | |
| ホーム庄川、ホーム庄川第2 | 砺波市庄川町示野 | 〒939-1533 南砺市八塙580-1 TEL 0763-22-2252 FAX 0763-22-2252 | 社会福祉法人 溪明会 | ○ | | |
| たびだちの会グループホーム ゆうゆう荘 | 砺波市中央町 | 〒939-1375 砺波市中央町10-5 TEL 0763-33-5044 FAX 0763-33-5444 | 社会福祉法人 たびだちの会 | ○ | | |
| かたかご苑グループホーム ホーム東保 | 砺波市東保 | 〒939-1254 高岡市滝新15 TEL 0766-36-1636 FAX 0766-36-1637 | 社会福祉法人 たかおか万葉福祉会 | ○ | | |
| CH-5グループホームCHance | 砺波市神島 | 〒939-1337 砺波市神島101-2 TEL 0763-33-6880 FAX 0763-33-6881 | 株式会社 CH-5 | ○ | | |
| 共同生活援助事業所 ホームあけぼの | 小矢部市綾子 | 〒932-0833 小矢部市綾子5598 TEL 0766-68-3822 FAX 0766-73-2031 | 社会福祉法人 手をつなぐとなみ野 | ○ | | |
| 共同生活援助事業所 共生型グループホーム らぶあけぼの | 小矢部市綾子 | 〒932-0833 小矢部市綾子5598 TEL 0766-68-3822 FAX 0766-73-2031 | 社会福祉法人 手をつなぐとなみ野 | ○ | | |
| グループホームぴーすあけぼの | 小矢部市綾子 | 〒932-0833 小矢部市綾子5598 TEL 0766-68-3822 FAX 0766-73-2031 | 社会福祉法人 手をつなぐとなみ野 | ○ | | |
| ホームやつわ | 小矢部市八和町 | 〒932-0053 小矢部市石動町18-9 TEL 0766-67-6521 FAX 0766-67-6523 | 社会福祉法人 溪明会 | ○ | | |
| ホームあやこ | 小矢部市綾子 | 〒932-0053 小矢部市石動町18-9 TEL 0766-67-6521 FAX 0766-67-6523 | 社会福祉法人 溪明会 | ○ | | |
| ホームいするぎ | 小矢部市石動町 | 〒932-0053 小矢部市石動町18-9 TEL 0766-67-6521 FAX 0766-67-6523 | 社会福祉法人 溪明会 | ○ | | |
| 日中サービス支援型ホームごみ | 小矢部市石動町 | 〒932-0053 小矢部市石動町18-11 TEL 0766-50-8136 FAX 0766-50-8131 | 社会福祉法人 溪明会 | | | ○ |
| グリーン・ファンタナー | 小矢部市新富町 | 〒932-8525 小矢部市畠中町4-18 TEL 0766-67-0025 FAX 0766-67-6414 | 医療法人社団 松風会 | | ○ | |
| まつかぜ | 小矢部市新富町 | 〒932-8525 小矢部市畠中町4-18 TEL 0766-67-0025 FAX 0766-67-6414 | 医療法人社団 松風会 | | ○ | |
| アダージョ | 小矢部市新富町 | 〒932-8525 小矢部市畠中町4-18 TEL 0766-67-0025 FAX 0766-67-6414 | 医療法人社団 松風会 | | ○ | |
| 啓愛会 なでしこハウス | 小矢部市臼谷 | 〒932-8511 小矢部市島321 TEL 0766-67-2002 FAX 0766-67-2288 | 医療法人社団 啓愛会 | | ○ | |
| 啓愛会 藤村荘 | 小矢部市島 | 〒932-8511 小矢部市島321 TEL 0766-67-2002 FAX 0766-67-2288 | 医療法人社団 啓愛会 | | ○ | |
| 啓愛会 チューリップ | 小矢部市島 | 〒932-8511 小矢部市島321 TEL 0766-67-2002 FAX 0766-67-2288 | 医療法人社団 啓愛会 | | ○ | |
| 啓愛会 花菖蒲の家 | 小矢部市福上 | 〒932-8511 小矢部市島321 TEL 0766-67-2002 FAX 0766-67-2288 | 医療法人社団 啓愛会 | | ○ | |
| ホーム風の谷 | 南砺市谷 | 〒932-0242 南砺市谷142 TEL 0763-82-0490 FAX 0763-82-3251 | 社会福祉法人 マーシ園 | ○ | | |
| ホームふくの実 | 南砺市福野 | 〒932-0242 南砺市谷142 TEL 0763-82-0490 FAX 0763-82-3251 | 社会福祉法人 マーシ園 | ○ | | |
| ホーム柴田屋 | 南砺市柴田屋 | 〒939-1533 南砺市八塙580-1 TEL 0763-22-2252 FAX 0763-22-2252 | 社会福祉法人 溪明会 | ○ | | |
| ホーム柴田屋みなみ | 南砺市柴田屋 | 〒939-1533 南砺市八塙580-1 TEL 0763-22-2252 FAX 0763-22-2252 | 社会福祉法人 溪明会 | ○ | | |
| 共同生活援助事業所 ホームたてのがはら | 南砺市立野原東 | 〒932-0833 小矢部市綾子5598 TEL 0766-68-3822 FAX 0766-68-3822 | 社会福祉法人 手をつなぐとなみ野 | ○ | | |
| CH-5ホームCHance福野 | 南砺市苗島 | 〒939-1337 砺波市神島101-2 TEL 0763-33-6880 FAX 0763-33-6881 | 株式会社 CH-5 | ○ | | |

○就労移行支援（一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います）

| 事業所名・施設名 | 事業所所在地 | 事業所連絡先 | 運営主体 |
|---------------------------|----------------------|--------------------------------------|---------------|
| 障害福祉サービス事業所 ワークハウスとなみ野 | 〒939-1375 砺波市中央町10-5 | TEL 0763-33-5044 FAX 0763-33-5444 | 社会福祉法人 たびだちの会 |

○就労継続支援（A型）（一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います※雇用型）

| 事業所名・施設名 | 事業所所在地 | 事業所連絡先 | 運営主体 |
|--------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|------------------|
| ジュピター | 〒939-1383 砺波市高道4-5 | TEL 0763-55-6168 FAX 0763-55-6169 | 株式会社 ORION |
| 新の葉 | 〒939-1383 砺波市高道92 | TEL 0763-58-5655 FAX 0763-58-5675 | 株式会社 EACH ONE |
| ワンダーランド砺波 | 〒939-1386 砺波市幸町5-25 | TEL 0763-55-6210 FAX 0763-55-6215 | 株式会社 ダイエードリームライツ |
| オアシス砺波 | 〒939-1302 砺波市東石丸372-13 | TEL 0763-58-5211 FAX 0763-58-5216 | 株式会社 OASIS |
| CH-5ワークCHallenge砺波 | 〒939-1368 砺波市本町13-27 アラックスビル砺波2階 | TEL 0763-58-5828 FAX 0763-58-5829 | 株式会社 CH-5 |
| self-A・151A福光 | 〒939-1702 南砺市吉江中661 アラックスビル福光Ⅲ | TEL 0763-77-3773 FAX 0763-77-1177 | 株式会社 151A |

○就労継続支援（B型）（一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います※非雇用型）

| 事業所名・施設名 | 事業所所在地 | 事業所連絡先 | 運営主体 |
|------------------------------------|--|--------------------------------------|------------------|
| 障害福祉サービス事業 砺波事業所 福祉作業所庄川 | 〒932-0314 砺波市庄川町青島401 | TEL 0763-82-5506 FAX 0763-82-5506 | 社会福祉法人 手をつなぐとなみ野 |
| 障害福祉サービス事業 砺波事業所 福祉作業所油田 | 〒939-1352 砺波市宮丸466-4 | TEL 0763-33-6895 FAX 0763-33-6895 | 社会福祉法人 手をつなぐとなみ野 |
| 障害福祉サービス事業所 ワークハウスとなみ野 | 〒939-1375 砺波市中央町10-5 | TEL 0763-33-5044 FAX 0763-33-5444 | 社会福祉法人 たびだちの会 |
| リハスワーク砺波 | 〒939-1344 砺波市中神1-174 105-2区画 (イオンモールとなみ店1階) | TEL 0763-23-4911 FAX 0763-23-4912 | 株式会社 リハス |
| オアシス砺波 | 〒939-1302 砺波市東石丸372-13 | TEL 0763-58-5211 FAX 0763-58-5216 | 株式会社 OASIS |
| 障害福祉サービス事業 小矢部事業所 福祉作業所あけぼの第一 | 〒932-0821 小矢部市鷺島66 | TEL 0766-68-2960 FAX 0766-68-2960 | 社会福祉法人 手をつなぐとなみ野 |
| 障害福祉サービス事業 小矢部事業所 福祉作業所あけぼの第二 | 〒932-0053 小矢部市石動町9-30 | TEL 0766-67-5145 FAX 0766-30-8116 | 社会福祉法人 手をつなぐとなみ野 |
| 多機能型事業所 溪明園めるへん | 〒932-0053 小矢部市石動町18-9 | TEL 0766-67-6521 FAX 0766-67-6523 | 社会福祉法人 溪明会 |
| 障害福祉サービス事業 トライ工房 | 〒932-0836 小矢部市埴生1476 | TEL 0766-67-5225 FAX 0766-67-5226 | 社会福祉法人 黎明の郷 |
| 障害福祉サービス事業 南砺事業所 福祉作業所メイブル福野 | 〒939-1507 南砺市二日町1331-34 | TEL 0763-22-6870 FAX 0763-22-6870 | 社会福祉法人 手をつなぐとなみ野 |
| 障害福祉サービス事業 南砺事業所 福祉作業所フレンドハウス福光 | 〒939-1741 南砺市高宮1 | TEL 0763-52-6043 FAX 0763-52-6043 | 社会福祉法人 手をつなぐとなみ野 |
| 障害福祉サービス事業 南砺事業所 福祉作業所エルハート城端 | 〒939-1811 南砺市理体246-1 | TEL 0763-62-3346 FAX 0763-62-3347 | 社会福祉法人 手をつなぐとなみ野 |
| マーシ園八乙女 | 〒932-0242 南砺市谷142 | TEL 0763-82-0490 FAX 0763-82-3251 | 社会福祉法人 マーシ園 |
| なんと共同作業所 | 〒939-1507 南砺市二日町1331-45 | TEL 0763-55-6360 FAX 0763-55-6362 | 社会福祉法人 マーシ園 |
| 多機能型事業所 花椿かがやき | 〒939-1533 南砺市八塚580-1 | TEL 0763-22-2252 FAX 0763-22-2205 | 社会福祉法人 溪明会 |
| みんなの台所・城端 | 〒939-1842 南砺市野田1147 | TEL 0763-58-5618 FAX 0763-58-5619 | 一般社団法人 ざざんくろす |

○障害者就業・生活支援センター（求職相談、職場定着相談、生活相談、職場の環境改善などの相談を受けます）

| 事業所名 | 事業所所在地 | 事業所連絡先 | 運営主体 |
|--|------------------------------------|--------------------------------------|------------|
| 砺波障害者就業・生活支援センター (障がい者サポートセンターきらり内) | 〒939-1386 砺波市幸町1-7 (富山県砺波総合庁舎内) | TEL 0763-33-1552 FAX 0763-55-6625 | 社会福祉法人 溪明会 |

○自立訓練（生活訓練）（自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います）

| 事業所名・施設名 | 事業所所在地 | 事業所連絡先 | 運営主体 | 【基】契約市 |
|--------------------------------|--------------------------|--------------------------------------|------------|--------|
| あすみるーAsmileー：休止中 | 〒939-1315 砺波市太田567-2 | TEL 0763-34-5677 FAX 0763-33-1340 | 医療法人社団 緑心会 | / / / |
| 【基】デイサービスしようずんだ | 〒932-0305 砺波市庄川町金屋2833-1 | TEL 0763-82-7667 FAX 0763-82-7668 | NPO法人 まま | 砺 小 南 |
| 【基】デイサービス のぞみリハビリテーションアカデミー | 〒939-1352 砺波市宮丸183-1 | TEL 0763-58-5826 FAX 0763-58-5827 | 健生株式会社 | 砺 × × |

○自立訓練（機能訓練）（自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います）

| 事業所名・施設名 | 事業所所在地 | 事業所連絡先 | 運営主体 | 【基】契約市 |
|--------------------------------|----------------------|--------------------------------------|--------|--------|
| 【基】デイサービス のぞみリハビリテーションアカデミー | 〒939-1352 砺波市宮丸183-1 | TEL 0763-58-5826 FAX 0763-58-5827 | 健生株式会社 | 砺 × × |

○移動支援（屋外での移動が困難な方に対して、外出の際に円滑な移動を支援します）

| 事業所名 | 事業所所在地 | 事業所連絡先 | | 運営主体 | 契約市 | | |
|------------------|-------------------------|------------------|------------------|--------------------|-----|---|---|
| ニチイケアセンター砺波 | 〒939-1363 砺波市太郎丸1丁目8-12 | TEL 0763-34-7261 | FAX 0763-34-7263 | 株式会社 ニチイ学館 | 砺 | × | × |
| ニチイケアセンター石丸 | 〒939-1301 砺波市石丸401 | TEL 0763-34-1022 | FAX 0763-34-1021 | 株式会社 ニチイ学館 | 砺 | × | × |
| 小矢部市社協ホームヘルプセンター | 〒932-0821 小矢部市鷺島15 | TEL 0766-67-8613 | FAX 0766-67-4896 | 社会福祉法人 小矢部市社会福祉協議会 | × | 小 | × |
| マーシ園ヘルバーステーション | 〒939-1507 南砺市二日町1331-45 | TEL 0763-55-6702 | FAX 0763-55-6362 | 社会福祉法人 マーシ園 | 砺 | 小 | 南 |
| ふく満ホームヘルプサービス事業所 | 〒939-1662 南砺市福光1045 | TEL 0763-53-0055 | FAX 0763-53-1131 | 社会福祉法人 福寿会 | × | × | 南 |

○日中一時支援

（家庭で介護している方の事情によって、日中、一時的に支援が必要な障害者等を日帰りで預かり、食事や掛け声等の介護、見守りを行います）

| 事業所名 | 事業所所在地 | 事業所連絡先 | | 運営主体 | 契約市 | | |
|---------------------------------|--------------------------|------------------|------------------|-------------------|-----|---|---|
| 富山県立砺波学園 | 〒939-1436 砺波市福山1164 | TEL 0763-37-0157 | FAX 0763-37-1522 | 富山県 | 砺 | 小 | 南 |
| 障害福祉サービス事業 砺波事業所 福祉作業所庄川 | 〒932-0314 砺波市庄川町青島401 | TEL 0763-82-5506 | FAX 0763-82-5506 | 社会福祉法人 手をつなぐとなみ野 | 砺 | × | 南 |
| 障害福祉サービス事業 砺波事業所 福祉作業所油田 | 〒939-1352 砺波市宮丸466-4 | TEL 0763-33-6895 | FAX 0763-33-6895 | 社会福祉法人 手をつなぐとなみ野 | 砺 | × | × |
| 障害福祉サービス事業 砺波事業所 サポートぶらす | 〒939-1308 砺波市三郎丸184-1 | TEL 0763-32-1717 | FAX 0763-32-1717 | 社会福祉法人 手をつなぐとなみ野 | 砺 | × | 南 |
| 砺波地域福祉事業所 大空と大地のぼりー村 | 〒939-1406 砺波市宮森461 | TEL 0763-37-2280 | FAX 0763-37-2281 | 労働者協同組合労協センター事業団 | 砺 | × | × |
| デイサービスしようずんだ | 〒932-0305 砺波市庄川町金屋2833-1 | TEL 0763-82-7667 | FAX 0763-82-7668 | NPO法人 まま | 砺 | × | × |
| デイサービスいろり | 〒939-1327 砺波市五郎丸333 | TEL 0763-32-2369 | FAX 0763-32-2369 | 株式会社 いろり | 砺 | × | 南 |
| 障害福祉サービス事業 小矢部事業所 福祉作業所あけぼの第二 | 〒932-0053 小矢部市石動町9-30 | TEL 0766-67-5145 | FAX 0766-30-8116 | 社会福祉法人 手をつなぐとなみ野 | 砺 | 小 | × |
| 障害福祉サービス事業 小矢部事業所 福祉作業所あけぼの第一 | 〒932-0821 小矢部市鷺島66 | TEL 0766-68-2960 | FAX 0766-68-2960 | 社会福祉法人 手をつなぐとなみ野 | × | 小 | × |
| 共生型デイサービス びーすあけぼの | 〒932-0833 小矢部市綾子5596 | TEL 0766-30-5858 | FAX 0766-30-5106 | 社会福祉法人 手をつなぐとなみ野 | 砺 | 小 | 南 |
| 障害者支援施設 溪明園からまつ、溪明園あすなろ | 〒932-0065 小矢部市論田8 | TEL 0766-68-0363 | FAX 0766-68-1643 | 社会福祉法人 溪明会 | 砺 | 小 | 南 |
| 多機能型事業所 溪明園めるへん | 〒932-0053 小矢部市石動町18-9 | TEL 0766-67-6521 | FAX 0766-67-6523 | 社会福祉法人 溪明会 | × | 小 | × |
| デイサービスわくわく小矢部 | 〒932-0044 小矢部市新富町4-1 | TEL 0766-67-5360 | FAX 0766-67-5365 | 特定非営利活動法人 わくわく小矢部 | × | 小 | 南 |
| 富山型デイサービス城山 | 〒932-0047 小矢部市城山町9-32 | TEL 0766-53-5876 | FAX 0766-53-5877 | 株式会社 アトマ | × | 小 | × |
| 障害福祉サービス事業 南砺事業所 福祉作業所マイブル福野 | 〒939-1507 南砺市二日町1331-34 | TEL 0763-22-6870 | FAX 0763-22-6870 | 社会福祉法人 手をつなぐとなみ野 | 砺 | 小 | 南 |
| 障害福祉サービス事業 南砺事業所 福祉作業所フレンドハウス福光 | 〒939-1741 南砺市高宮1 | TEL 0763-52-6043 | FAX 0763-52-6043 | 社会福祉法人 手をつなぐとなみ野 | × | × | 南 |
| 障害福祉サービス事業 南砺事業所 福祉作業所エルハート城端 | 〒939-1811 南砺市理休246-1 | TEL 0763-62-3346 | FAX 0763-62-3347 | 社会福祉法人 手をつなぐとなみ野 | × | × | 南 |
| 障害者支援施設 花椿あおぞら、花椿きらめき | 〒939-1874 南砺市蛇喰1302 | TEL 0763-64-8880 | FAX 0763-64-8881 | 社会福祉法人 溪明会 | 砺 | 小 | 南 |
| 多機能型事業所 花椿かがやき | 〒939-1533 南砺市八塚580-1 | TEL 0763-22-2252 | FAX 0763-22-2205 | 社会福祉法人 溪明会 | 砺 | 小 | 南 |
| わらび学園 | 〒939-1561 南砺市福野87-8 | TEL 0763-22-6055 | FAX 0763-22-6011 | 社会福祉法人 わらび学園 | 砺 | × | 南 |
| デイサービス母笑夢 | 〒939-1622 南砺市遊部川原53 | TEL 0763-52-7555 | FAX 0763-52-7550 | NPO法人 母笑夢 | × | × | 南 |
| ステップ・バイ・ステップ | 〒939-1724 南砺市梅野東野島2077-1 | TEL 0763-55-6708 | FAX 0763-55-6606 | 株式会社 サード・プレイス | × | 小 | 南 |
| ステップ・バイ・ステップ福光店 | 〒939-1732 南砺市荒木1333-1 | TEL 0763-58-5789 | FAX 0763-58-5779 | 株式会社 サード・プレイス | × | 小 | 南 |

○地域活動支援センター（創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います）

| 事業所名 | 事業所所在地 | 事業所連絡先 | | 運営主体 |
|----------------|-----------------------|------------------|------------------|---------------|
| 地域活動支援センターとなみ野 | 〒939-1379 砺波市出町中央13-1 | TEL 0763-23-6540 | FAX 0763-23-6541 | 社会福祉法人 たびだちの会 |
| 地域活動支援センターひまわり | 〒932-0836 小矢部市埴生1476 | TEL 0766-67-7340 | FAX 0766-67-7341 | 社会福祉法人 黎明の郷 |
| 地域活動支援センターひまわり | 〒939-1531 南砺市院林82-1 | TEL 0763-22-2061 | FAX 0763-22-3350 | 社会福祉法人 マーシ園 |

○認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

（認知症の特性に配慮した入浴・掛け声・食事等の介護、生活相談・助言や日常生活上の世話、機能訓練を行います）

| 事業所名 | 事業所所在地 | 事業所連絡先 | | 運営主体 |
|--------------------------------|----------------------|------------------|------------------|------------------|
| 地域密着型サービス事業所 共生型グループホーム らぶあけぼの | 〒932-0833 小矢部市綾子5599 | TEL 0766-68-3826 | FAX 0766-68-3827 | 社会福祉法人 手をつなぐとなみ野 |

※【基】は基準該当事業所=介護保険の指定事業所などで、市が障害福祉サービス事業所の基準の一部を満たすと認める事業所

※【共】は共生型事業所=介護保険の指定事業所で、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の県の指定基準の特例を満たす事業所

※ 各市との契約があるため住所地によっては他市のサービスが受けられない場合があります。

※ 砺波・小矢部・南砺市の事業所を掲載しています。 詳細は各市にお問い合わせください。

